

## 第IV章 今後の取組（6つのテーマと20の取組）

### テーマ1 早期からの教育相談支援体制の整備

#### 1. 障害のある乳幼児とその保護者に対する早期からの教育相談支援を充実させます。

##### 〈実践項目〉

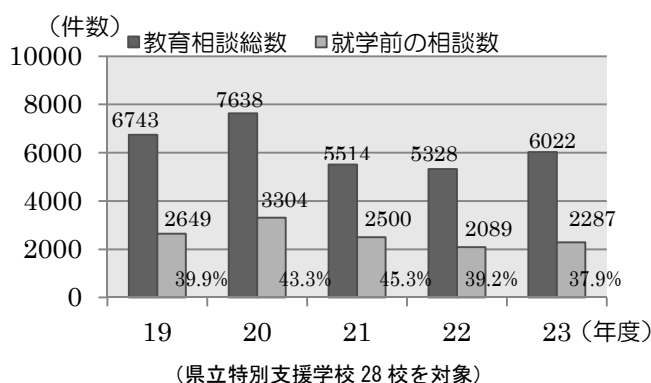
- (1) 特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携
- (2) 地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築

#### これまでの取組

##### 【(1) 特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携】

特別支援学校では、以前より教育相談等に応じており、その中でも、就学前など早期からの療育や発達支援に関する相談の割合が高く、そのために必要な校内体制を整えてきています。(グラフ5)

千葉県教育委員会でも、そうした特別支援学校が実施している地域における教育相談の活動を支援してきました。(図4)



(グラフ5) 特別支援学校の教育相談数と就学前の教育相談

全ての学校で相談担当部門を位置付け  
(分掌化、支援部/相談部等の設置)

全ての学校で特別支援教育コーディネーターを指名

特別支援コーディネーター連絡協議会  
を毎年度開催(教育委員会)

(図4) 特別支援学校の校内体制と教育委員会の取組

平成18年度から毎年実施している「特別支援コーディネーター連絡協議会」は、各特別支援学校のコーディネーターが各校の実践報告や課題検討を行っており、センターとしての役割や教育相談に関する有効な情報交換の場になっています。

また、特別支援学校と、医療、保健、福祉、労働及びNPO等の関係機関との連携は、地域の事情や障害の特性による違いに対応しながら進めており、多様な取組が展開されています。

(表4) 特別支援教育コーディネーター連絡協議会において情報共有される主な話題

情報共有される主な話題		話題の内容
校内支援体制の充実	校内の人材育成	スキルアップ研修の実施に関すること
	校内体制づくり	地域や近隣校への相談支援の取組を学校が支える体制づくりに関すること
	校内への周知・理解	会議報告やたよりの発行など周知方法の工夫
関係機関との連携	関係機関との連携	関係機関との具体的な連携方法や工夫に関すること
	保護者への周知	相談マップ作成(居住地域の相談機関を掲載)
地域での学び	居住地校交流の推進	関係者の効果的な連携方法
学校支援	特別支援教育理解啓発	情報発信の方法、研修会の呼びかけ、支援活動の広報の工夫に関すること
	学校支援・相談対応	校内支援体制への助言
	ネットワーク構築	アプローチ方法の工夫に関すること

【(2) 地域における早期の教育相談支援ネットワーク構築の取組】

千葉県では、障害のある子どもの支援について関係機関の連携が不可欠であることからネットワーク構築の研究に取り組み、平成19年度に「障害のある子どもの支援と関係機関による支援ネットワークの構築 ～障害種別の支援ネットワーク構築の在り方～」をまとめました。

特別支援学校合同の相談会の開催

全県学区の千葉盲(視覚)、千葉聾(聴覚)、仁戸名、四街道(病弱)4校が、保護者や学校の教員を対象に、合同で教育相談や、教材教具の紹介を行っています。

市町村の保健センターとの連携

夷隅特別支援学校を会場に、学校と市の健康福祉センターが連携して母子保健相談を実施。乳幼児の発達相談、訓練、発育の相談・支援を実施しています。

市役所の相談会に職員を派遣

野田市(社会福祉課)が開催する「野田市何でも相談」の専門相談会に職員を派遣し、障害のある子の療育や就学の相談に対応しています。

自治体主催の関係機関連絡会への参加

柏市や流山市が開催する、教育、医療、保健、福祉、保護者等が集まる連絡会に参加。障害のある子とその保護者への地域における支援の充実のための話し合いをしています。

(図5) 地域における早期の教育相談支援ネットワーク構築の例

上記以外の特別支援学校でも、地域の関係機関との連絡会への参加や、保健センター等との連携を積極的に進めています。特に、国の特別支援教育総合推進事業を受けて各自治体が行っている「発達障害者支援体制整備事業」における活動や、各市町村教育委員会が実施している専門家チーム会議などに積極的に関わり、学校で行っている教育相談が地域とつながるよう取り組んでいます。

## パワーアップのための今後の取組

特別支援学校が有する専門性を生かして実施している教育相談と関係機関との連携は、以前から地道に続けられていましたが、国や県の障害者に関する法改正や施策の推進を受け、一層活発になってきています。

関係機関と連携し、早期からの教育相談の充実を図る役割を担っていくことが、特別支援学校に期待されており、今後の5年間にその期待に応える取組を充実させていきます。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
早期からの教育相談支援の充実 (1) 特別支援学校の校内体制の整備と他機関との連携 (2) 地域における早期の教育相談支援ネットワークの構築	特別支援学校の中には市町村の相談会に協力するなど先進的に地域連携を進めている学校もあります。そうした状況を各学校が相互の実践を共有していけば、特別支援学校全体の教育相談機能が一層高まっていくと考えられます。	(1)(2)各特別支援学校が蓄積している関係機関との連携スキルや実践事例をまとめた資料(ハンドブック)を作成し、各校の教育相談機能の充実に役立たせていくとともに、ネットワーク構築のための参考資料としての活用を促していきます。

### 【今後の取組で期待される効果】

各特別支援学校が地域連携の中で蓄積したスキルをハンドブック等の参考資料としてまとめ、それを各校の相談支援の取組における諸課題の解決に役立てるよう活用を促進していきます。

このように、特別支援学校が他校の実践事例や工夫を情報として把握し、それを有効に活用していくことで、各校の「早期からの教育相談支援」の取組の質的向上を図ることが期待できます。

### 【評価方法】

ハンドブック等の参考資料を全ての特別支援学校へ配付した後に、各特別支援学校がセンター的機能に関する取組の中で参考資料をどのように活用しているか、また活用したことで得られた成果は何か等を調査・把握して評価します。

## 2. 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援を行います。

### 〈実践項目〉

- (1) 個別の支援計画の作成※
- (2) 就学相談の実施
- (3) 認定就学者制度等の周知

※「個別の支援計画」の中に、個別の指導計画や個別の教育支援計画も含めて表記しています。

### これまでの取組

#### 【(1) 個別の支援計画の作成】

障害のある幼児の家族が、障害のある幼児への支援に関わる福祉・教育等の関係機関に対する情報伝達のためのツールとして活用することを意図した「サポートファイル」等の個別の支援計画の作成・活用を進める市町村が増えてきています。

ライフステージごとに支援の担い手が替わっても、一貫した支援を実現していくためには、関係者同士の連携が重要であり、そのための有効なツールであるとの評価・認識がなされてきているためと考えます。

#### 【サポートファイル等の作成状況（市町村数）】

作成した・・・21      作成予定・・・8      作成の予定なし・・・25

#### 【サポートファイル等の活用上の評価（21市町村）】

とても活用されている・・・0      活用されていない・・・1  
 活用されている・・・8      まったく活用されていない・・・0  
 どちらともいえない・・・11（未回答1）

#### 【サポートファイル等の活用上の課題（主な意見）】

- 家族の障害受容ができていないか否かで勧め方も違って来る。
- 保護者に記入の意思がないとなかなか活用してもらえない。
- 保護者への広報や周知不足もあるが、必要性を感じてもらえていない。
- 活用のメリットを市民に周知していく必要がある。
- 配布後の期間が浅く、評価できない。

（平成23年度 千葉県障害福祉課 県内市町村へのアンケート調査から）

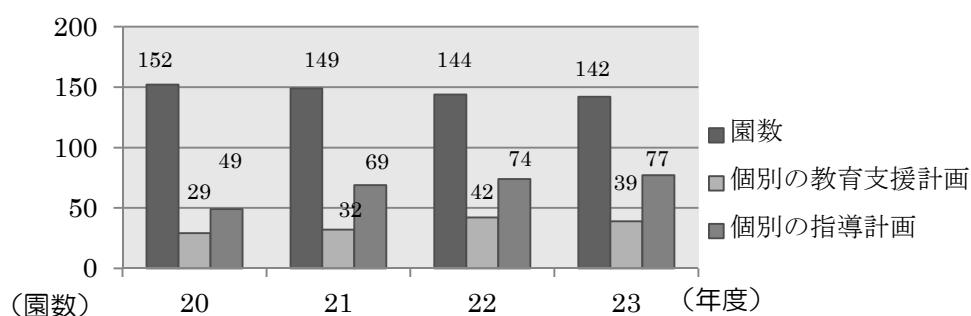
（図6）市町村（全54市町村）におけるサポートファイル等の作成状況

また、就学前の障害のある幼児に対して、幼稚園が作成する個別の支援計画には、「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」があります。いずれも平成19年度に告示された幼稚園教育要領の中で、必要に応じて個別に作成することが規定されました。

特別支援学校は、幼稚園等が、地域の医療・福祉・保健機関と連携して作成する個別の指導計画や教育支援計画の作成に協力し、その結果、幼稚園での作成率は年々増えています。

個別の指導計画は、幼児児童生徒への教育課程に関するきめ細かな計画ですが、個別の教育支援計画は、幼稚園が関係機関との連携の中で作成するものです。他機関との連携が必要なため、園だけで作成可能な個別の指導計画とは異なり、作成状況は十分とは言えません。

今後は、早期からのネットワークを構築するためにも、個別の教育支援計画の作成について幼稚園への支援が必要です。(グラフ7)



(グラフ7) 幼稚園における個別の支援計画作成状況

【(2) 就学相談の実施 (3) 認定就学者制度の周知】

就学事務が円滑に行われるよう、市町村教育委員会就学事務担当者による連絡協議会等を開催し、担当者のスキルアップの機会に努めました。

(表5) 就学事務が適切に行われるようにするための取組

就学指導地方研究協議会	教育事務所管内を単位として実施しました(会場は特別支援学校)。特別支援学校を参観して障害のある乳幼児の教育の基礎を研修するとともに情報交換を行いました。
市町村教育委員会 就学指導担当者 連絡協議会	就学事務手続に特化した研修と情報交換の機会。認定就学者制度について周知するとともに、各市町村が作成している「個別の支援計画」の就学事務への活用等について情報交換を行いました。

また、千葉県教育委員会では、平成19年度、21年度、23年度の2年ごとに「県立特別支援学校就学事務手続等資料」を作成・改訂し、就学事務の周知と助言に努めてきました。

## パワーアップのための今後の取組

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援 (1) 個別の支援計画の作成 (2) 就学相談の実施 (3) 認定就学者制度等の周知	(1) 市町村で作成される個別の支援計画（サポートファイル等）の作成の普及と有効な活用が十分ではない状況です。幼稚園についても教育支援のツールとして作成・普及が十分ではありません。  (2)(3) 市町村教育委員会の就学事務担当者が就学相談・事務に個別の支援計画を十分活用することや、認定就学者制度の理解を一層図ることが必要です。	(1) 市町村が作成している個別の支援計画（サポートファイル等）や、幼稚園で作成する個別の教育支援計画等について、関係者がその有効性を認識して、作成・活用が一層促進されるよう、啓発のための資料（リーフレット等）の作成・活用を図ります。  (2)(3) 就学事務手続を進める際に、個別の支援計画を有効活用することや、認定就学者制度を適切に活用していくための参考資料（活用マニュアル等）を作成します。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

- (1) 早期の教育相談支援体制の充実を図るためには、障害のある幼児の保護者や地域の関係機関（者）が、ネットワークを構築して支援の連携を図り、そのためのツールとしての「個別の支援計画」を積極的に作成し活用していくことが重要です。
- (2)(3) 市町村教育委員会の就学事務担当者が、個別の支援計画を活用するとともに、認定就学者制度を踏まえて就学事務を進められるよう、参考資料を作成し周知することで、市町村において、あるいは幼稚園において、そこに生活する障害のある幼児とその家族へのきめ細かな支援につながっていくことが期待できます。

### 【評価方法】

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進するためのリーフレット等の作成・活用の取組については、幼稚園における個別の指導計画等の作成率の変化により評価していきます。

就学事務担当者が個別の支援計画を有効に活用したり、認定就学者制度を理解したりして就学事務を進めるための参考資料の作成については、市町村の就学事務担当者を通してその効果を評価していきます。

## テーマ2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

### 1. 障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を推進し、学級における支援を充実させます。

#### 〈実践項目〉

- (1) 障害特性理解の推進
- (2) 指導及び評価の工夫
- (3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

#### これまでの取組

##### 【(1) 障害特性理解の推進】

千葉県では、小・中学校等の全教員を対象にリーフレットを配付するなど、障害の状態や特性等の理解・啓発に努めました。(参考1)

また、県総合教育センターの悉皆研修や希望による研修講座を開設する際、特別支援教育に関する研修プログラムを盛り込みました(→テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上参照)。

(表6) 県総合教育センターの悉皆研修における特別支援教育に関する講座の実施状況例

種別	研修講座名	対象	主な内容
悉皆	県立学校等新任校長研修	新任校長	新任校長への期待、規範意識とリーダーシップ、新学習指導要領に対応した教育課程の実施、私の学校経営、財務・施設管理、 <b>特別支援教育</b> ・・・
〃	県立学校等教務主任研修	新任教務主任	県教育施策、学校教育指導の指針、教育法規、地域とともに歩む学校づくり、学校人権教育、 <b>特別支援教育の推進</b> 、教務主任としての職務・・・
〃	小・中学校新任校長研修	小・中学校の 新任校長	新任校長への期待、規範意識とリーダーシップ、道徳教育の推進、私の学校経営、学力向上の推進、 <b>特別支援教育</b> 、教育範例と危機管理・・・
推薦	園長等運営管理協議会	公私立幼 稚園長	保育環境と <b>特別な支援を必要とする幼児の保育</b> 、子育て支援と保育の援助・評価、保育参観等・・・
悉皆	小(中)学校初任者研修	初任者	教員としての倫理観の高揚、学級経営、 <b>特別支援教育</b> 、学習指導、生徒指導、教育相談、企業に学ぶ・・・
悉皆	新規採用養護教員研修	新規採用者	学校保健の現状と養護教員の役割、 <b>LD、ADHD 児等の理解とその指導</b> 、児童虐待・・・
悉皆	高等学校5年経験者研修	高等学校 教員	現代の教育課題について、 <b>特別な支援が必要な生徒の理解</b> 、道徳教育、組織的生徒指導の在り方・・・

(参考1) 千葉県が作成した障害の理解や適切な支援の理解を広げるための啓発資料

(リーフレット、冊子資料)

- ・小・中学校における「個別の教育支援計画」作成の手引〔小・中学校向け〕(平成19年)
- ・一人一人の可能性を引き出す「特別支援教育」〔高等学校教員向け〕(平成20年)
- ・特別支援教育指導資料〔小・中学校向け〕 (平成22年)
- ・「こんなお子さんいませんか?」〔幼稚園教職員向け〕(平成23年)

(DVD)

- ・一人一人の輝く未来のために～千葉県の特別支援教育～〔一般啓発用〕(平成19年)
- (千葉県ホームページ)
- ・LD・ADHD 児通級指導教室における学習指導プログラム
- ・通常学級における特別な教育的ニーズのある子の指導 他

【(2) 指導及び評価の工夫】

各学校では、少人数指導や習熟度別の学習を行ったり、特別支援アドバイザーや学習支援員等を活用したりして、わかる指導を実践してきました。

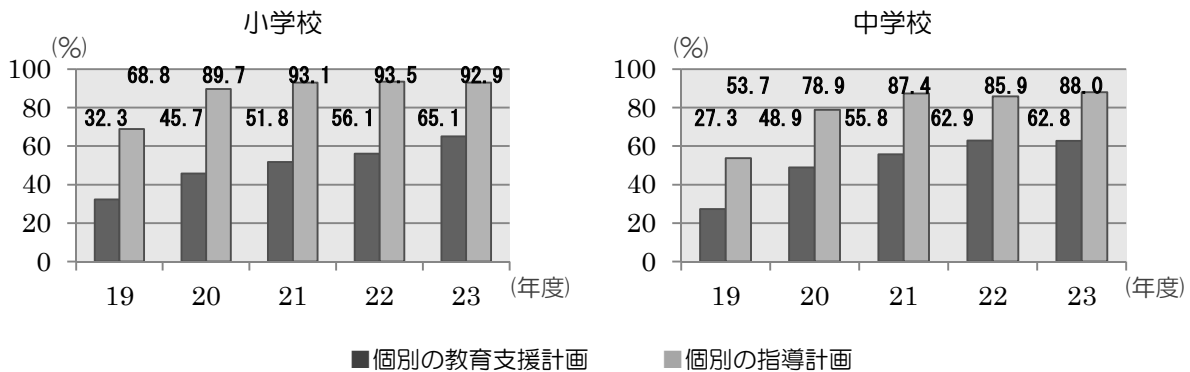
教育事務所指導主事や特別支援アドバイザーが、学校訪問や研修会の機会を通して、わかる授業づくりや通常の学級を含めた適切な支援についての指導・助言を行い、小・中学校における理解・啓発に努めました。その結果、少人数指導や習熟度別の学習など、障害のある児童生徒にとって「わかる授業」の実践が増えています。

【(3) 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成】

小・中学校等における個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成については、特別支援学校が要請に応じて助言をするなど、その作成に協力しています。また、県教育委員会でも、様々な会議を通して作成の趣旨について説明するとともに、前述の「特別支援教育指導資料」の中で個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用方法を示し、計画作成の推進に努めました。

個別の指導計画の作成率が高くなってきていることは、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズが把握され、障害のある児童生徒にとって「わかる授業」の実践が広がっていることと評価できます。

一方、個別の教育支援計画の作成率も、確実に高くなってきています。これらの計画が教育実践の場において、適切に生かされ、障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を作り出す資料として浸透しつつあると評価できます。(グラフ8)



(グラフ8) 小学校及び中学校に在籍する障害のある児童生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率の推移

(参考2) 個別の指導計画等を活用した効果

個別の指導計画等を活用した指導実践を通して、次のような効果が報告されています。

- (1) 子どもの実態がわかり、課題や指導方法が想起しやすくなった。
- (2) 保護者との連携の仕方が見えてくる。また関係職員間の協議の仕方も変わってくる。
- (3) 教材・教具、教師の働きかけ方が工夫でき、授業と評価が変わった。



### パワーアップのための今後の取組

小・中学校における特別支援教育推進のポイントは、校内体制や通級による指導の充実といった環境面を整えることや、特別支援アドバイザーの有効な活用といった人的条件を整えることなど、学校内外からの支援を一層推進していくことです。

#### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
学級における支援の充実 (1) 障害特性理解の推進 (2) 指導及び評価の工夫 (3) 個別の教育支援計画等の作成	小・中学校における個別の指導計画作成率はおおむね90%、個別の教育支援計画はおおむね60%と高くなってきていますが、一人一人の障害の状態や特性に応じたきめ細かな指導実践をするために、個別の指導計画を有効に活用することが課題です。	(1) 校内支援体制の構築とその有用性について引き続き啓発します。 (2) 個別の指導計画等を活用し、障害のある児童生徒にわかる授業や支援について、実践発表会をしたりWeb上で紹介したりするなどして、教員の教材研究をサポートします。 (3) 引き続き、特別支援学校がセンターとしての役割を果たしながら、計画の作成と活用を支援し、障害のある児童生徒の個別の指導計画作成率100%を目指します。

#### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

- (1) 小・中学校において特別支援教育に関する取組は一定の進展を見せていますが、障害のある児童生徒を支援するためのケース会議や、指導に携わる職員間の連携など、校内体制の一層の充実が重要です。
- (2) 実践発表会や指導実践のWeb上での紹介といった方法により、指導・支援に携わる学校が、参考となる情報をいつでも入手・活用できる環境が整い、障害のある児童生徒のわかる授業や支援の充実が期待できます。

#### 【評価方法】

障害特性の理解の推進や指導及び評価の工夫については、各種会議や調査を通して、学校の状況や担当者の意見を把握したり、教材研究のためのWeb利用を調査したりして評価していきます。個別の指導計画等の作成と活用については、作成率100%を目指すとともに、活用状況について調査し評価します。

## 2. 通常の学級に在籍する障害のあるすべての児童生徒が、適切な教育的支援を受けられるよう校内体制による支援を充実させます。

### 〈実践項目〉

- (1) 特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実
- (2) 特別支援学級、通級指導教室の機能の充実及び活用
- (3) 特別支援教育支援員等による支援

### これまでの取組

#### 【(1) 特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実】

千葉県では、平成16年度から18年度にかけて、小・中学校における特別支援教育コーディネーターを養成するための研修を実施し、現在、小・中学校における「特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置は100%になりました。その一方で、個別の教育支援計画の作成率は60%前後を推移し、また教員研修の受講状況についても、50%台から70%台にとどまっています。(表7)

このように、小・中学校の校内支援体制については、個別の指導計画を作成して指導に生かすことや、障害特性を理解して指導に生かしていくことなど、教員の専門性を生かした校内支援体制の構築に、引き続き努力していく必要があります。

(表7) 小学校・中学校における体制整備状況調査から (H23 実施)

単位(%)

		校内委員 会の設置	実態把握 の実施	コーディネータ -指名	個別の指導 計画作成	個別の支援 計画作成	巡回相談員 の活用	専門家チ ームの活用	教員研修の 受講状況
小学校	H22	100	98.3	100	93.5	56.1	86.4	48.1	71.3
	H23	100	98.8	100	92.9	65.1	84.2	47.2	73.5
中学校	H22	100	96.3	100	85.9	62.9	67.5	38.7	48.2
	H23	100	97.5	100	88.0	62.8	69.2	41.2	51.9

今後は更に、特別支援教育コーディネーターを中心に、障害のある子どもの理解・支援について、校内委員会等の有効な活用を図り全校的な支援体制を構築し、計画の作成や研修の充実について校内でのリーダーシップを図っていけるよう、その機能を強化していく必要があります。

#### 【(2) 特別支援学級、通級指導教室の機能の充実と活用】

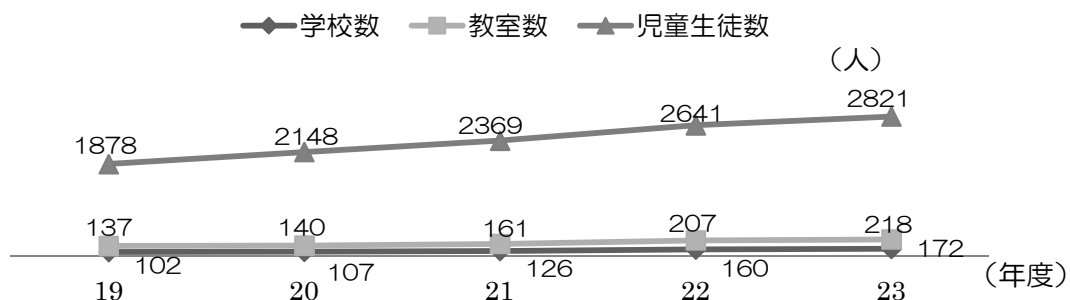
通級による指導の設置教室及び対象者は、平成19年度から平成22年度の5年間に70教室増え、対象となる児童生徒は763人増えました。(グラフ9)

県では、この状況を踏まえ、様々な障害に応じた指導の充実を図るため、特別支援学級や

通級指導教室担当者を対象に研修の機会を設けるなどして、通常の学級に学ぶ障害のある児童生徒のニーズに応じた教育の推進に努めています。

なお、通級による指導を受けるために、他校から保護者の付き添いにより通級しているケースも多くあります。

また、特別支援学級や通級指導教室は、担当する教員の専門性を高めていく取組の一層の充実が必要です。そのためには特別支援学級や通級による指導を担当する教員の人材育成や授業力アップのための研修が必要です。(表8)



(グラフ9) 小・中学校の通級指導教室の年度別開設状況

(表8) 特別支援学級担当者や通級指導教室担当者に対する研修の機会 (平成23年度)

研修事業名	主な内容	受講者数	年回数・区分等
通級指導者等協議会	通級指導教室の役割や具体的取組	162名	1日 悉皆
小・中学校特別支援学級新任担当教員研修	知的・自閉症・情緒	128名	6回 悉皆
	肢体不自由・病弱	2名	5回 悉皆
	弱視	5名	5回 悉皆
	言語・難聴	25名	7回 悉皆
通級指導新任担当教員研修	教室経営、障害特性の理解と指導等	30名	6回 悉皆

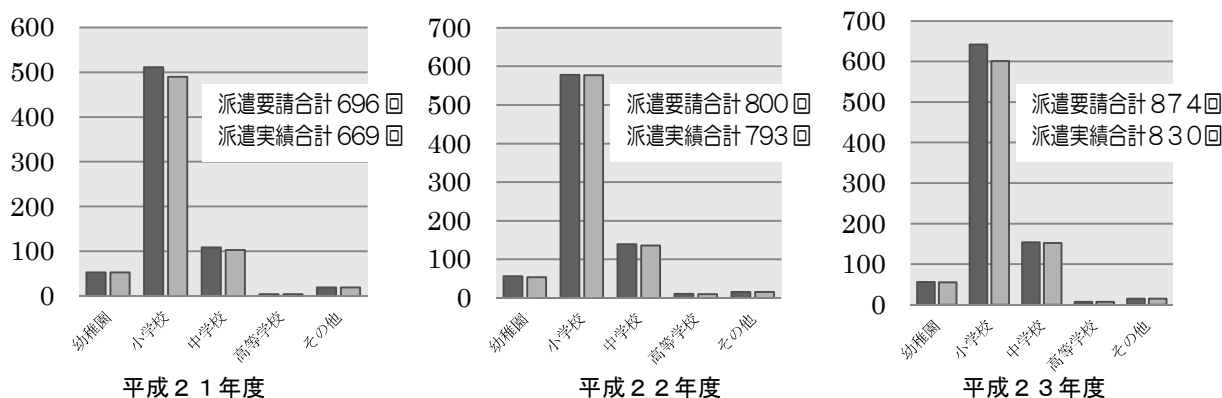
【(3) 特別支援教育支援員等による支援】

千葉県教育委員会では、幼稚園や小・中学校等において、発達障害を含む様々な障害のある児童生徒に対する園・学校での生活上の介助や学習活動上の支援を行うことを目的に、国の地方財政措置として配置される「特別支援教育支援員」の活用について、各市町村に対し促してきました。

(表9) 公立小・中学校における特別支援教育支援員の活用状況

平成20年5月	平成21年5月	平成22年5月	平成23年5月
1,080人	1,216人	1,278人	1,358人

また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への指導の充実を図る方法の一つとして、学校支援を目的として、学校の要請に応じて「特別支援アドバイザー」を平成21年度から派遣してきました。(グラフ10)



(グラフ10) 特別支援アドバイザーの派遣状況

■派遣要請 ■派遣実績

派遣を受けた学校からは「障害のある子の指導・支援について役立った」という声が多くあり、アドバイザーの専門性が高く評価されています。また、特別支援アドバイザーから助言を受けた職員からは、「学校の日常生活や学習指導の中で、障害のある児童生徒をより適切に指導できるようになった。」との評価を得ました。

特別支援教育支援員の配置や特別支援アドバイザーの派遣は、障害のある児童生徒の通常の学級における学びと生活とを支える重要な支援の一つです。これまでも配置等の推進に努めてきましたが、今後も派遣要請が増えていくことが予想されることから、効果的な活用を検討し、市町村教育委員会と一層連携していく必要があります。

## パワーアップのための今後の取組

特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実に向けた取組では、校内体制による機能強化が課題であることから、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会や連絡協議会における研修課題や情報交換を工夫していくことが効果的と考えます。

特別支援学級や通級指導教室の機能の充実に関しては、担当者の専門性向上を図ることが機能強化に結び付いていくと考えます。

また、支援員等の派遣に関しては、特別支援アドバイザーの派遣について高い評価を得ていることから、引き続き取り組んでいくことが有効と考えます。

【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
校内体制による支援 (1) 特別支援教育コーディネーター、校内委員会の充実 (2) 特別支援学級、通級指導教室の機能の充実及び活用 (3) 特別支援教育支援員等による支援	障害のある児童生徒が通常の学級で学べるよう支援員の配置や通級による指導が行われていますが、個に応じた指導を行っていくためには、支援員の配置や通級による指導の場を更に充実させていくことが必要です。	(1) 連絡協議会等で校内支援体制充実に役立つ研修内容や実践事例の提供に努めます。 (2) 特別支援学級や通級指導教室の担当者研修の機会の充実を図ります。 (3) 引き続き、特別支援教育支援員の配置促進と、要請に基づく特別支援アドバイザーの派遣に努めます。

【今後の取組を進めることで期待される効果】

- (1) 特別支援教育コーディネーターが、実践事例など役立つ情報を得ることで、小・中学校の校内支援体制の充実が期待できます。その結果、個別の指導計画の作成率や研修受講率が向上し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が実現していきます。
- (2) 通級による指導体制の充実は、通常の学級に学びながら一人一人の教育的ニーズに応えていくシステムであり、その充実を図ることで児童生徒や保護者にとって負担感の少ない支援になります。
- (3) 特別支援教育支援員の配置や派遣が充実することで、通常の学級に学ぶ障害のある児童生徒の日常生活や学習における困難の改善が図られ、障害のある児童生徒本人の学びやすさや、生活や学習を支援する学校等の支援体制の充実が期待できます。

【評価方法】

- (1) 小・中学校における体制整備状況を調査・把握します。
- (2) 市町村教育委員会との情報共有を図りながら、状況や課題の把握に努めていきます。
- (3) 派遣回数状況と派遣要請をした学校からの意見等を、総合的に考察し評価します。

### 3. 学校を支える校外の支援システムを整備します。

#### 〈実践項目〉

- (1) 市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援
- (2) 「巡回による指導」の充実
- (3) ボランティアによる支援システムの整備
- (4) 地域支援ネットワークの整備と活用

#### これまでの取組

##### 【(1) 市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援】

千葉県では学識経験者など11人の委員からなる県専門家チームを設置し、市町村専門家チーム会議、高等学校、教育事務所主催の研修会講師などに派遣し、特別支援教育を推進する上で、それぞれが抱える課題について指導助言をしてきました。(表10)

市町村専門家チーム会議への派遣を依頼した市町村等からは、県専門家チームの指導助言で課題解決を図ることができた等の報告を得ています。

(表10) 専門家チームの取組の状況

主な派遣先	指導助言の内容
市町村専門家チーム会議への派遣 (平成23年度：1市)	就学前に活用されるサポートファイル等の活用について
県立学校への派遣 (平成23年度：高等学校6校)	発達障害に関する基本的な理解 児童生徒への支援の在り方
教育事務所主催の研修会への派遣 (平成23年度：1教育事務所)	特別支援アドバイザーへの指導・助言 ケース会議における指導・助言

##### 【(2) 「巡回による指導」の充実】

千葉県では、特別支援学校職員や通級指導教室担当者による巡回による指導を、平成19年度から開始しました。(表11)

(表11) 巡回による指導の実施校の状況

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施校数	6	9	13	16	20

巡回による指導を実施している学校や市町村教育委員会からは、実施の成果として以下のような評価が出ています。

- より多くの児童生徒が通級による指導を受けられる。
- 個に応じた指導により、学習意欲が高まり学習効果が高まった。
- 保護者の送迎の負担や児童の不安が軽減された。
- 巡回先の学校においても担任や保護者から相談を受けることができよい。
- 巡回先での教材や教具が十分ではない。
- 実施校を増やしてほしい。

児童生徒や保護者の負担軽減のために、また、児童生徒の在学期での学習時間の確保を図るために、指導者が直接児童生徒の在学期に出向く「巡回による指導」の形態を一層推進していくことが必要です。

【(3) ボランティアによる支援システムの整備】

千葉県では、学校等を校(園)外から支える支援システムとして、協力する大学との連携の下、市町村教育委員会及び特別支援学校からの要請に応じて学生ボランティアを派遣する「フレッシュ・サポート事業」を平成19年度から行っています。(表12)

(表12) フレッシュ・サポート事業における学生ボランティアの派遣状況

年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
フレッシュ・サポート	派遣数	30人	59人	65人	43人	39人

学生はボランティアとして学校の教育活動に参加し、指導の補助、教材作成、児童生徒の介助などの活動を行います。学生にとっては、障害のある児童生徒との関わりに関して得難い経験を積めるというメリットがあり、学校にとっては障害のある児童生徒等への支援に関するマンパワーが強化され、きめ細かな手厚い指導を行うことに役立っています。

(参考3) 学生ボランティアが行う活動内容(例)

- 文化祭、学校行事における安全確認
- 児童生徒の移動補助
- 多動傾向のある児童の安全確認
- 車椅子の介助
- 教材作成の補助(工作、片付け等)

【(4) 地域支援ネットワークの整備と活用】

県が市町村における「広域特別支援連携協議会」等へ専門家チーム委員を派遣する等の支援や、特別支援学校がセンターとしての役割の中で実施している人材派遣や教育相談など、小・中学校等を外から支援するネットワークの整備を積極的に推進してきました。

さらに、平成19年以降、国が実施している「発達障害等特別支援教育総合推進事業」を活用し、市町村の取組を支援するとともに、特別支援学校が地域の小・中学校等の教員を対象に開催した研修会についても支援しました。

このような「外からの支援」は、校内支援体制を円滑に運営するため、また、障害のある児童生徒のニーズに応じた取組を学校や関係機関が連携して進めていくための大変重要な取組と言えます。

## パワーアップのための今後の取組

専門家チーム派遣の取組については、派遣を依頼した学校等の校内体制に効果的に反映した事例を集め、実践事例として小・中学校等に広め役立てていくことが有効と考えます。

通級指導教室担当者による巡回による指導は、児童生徒等の負担軽減や学習意欲の向上などの点に効果があることから、課題である教材・教具の充実等の解決を図りながら、一層推進していくことが必要です。

ボランティア等による支援システムは、人的な手厚さによりきめ細かな指導が可能となることから、この取組を引き続き実施していくことは大変有効であると考えます。

地域支援ネットワークの整備と活用に関しては、特別支援学校がセンターとしての役割を果たしながら、関係機関によるネットワーク構築を進めていくことが必要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
学校を校外から支える支援システムの整備 (1)市町村の「専門家チーム」「巡回相談」整備への支援 (2)「巡回による指導」の充実 (3)ボランティアによる支援システムの整備 (4)地域支援ネットワークの整備と活用	小・中学校では特別支援教育コーディネーターの指名が図られ校内体制も整い機能してきました。 今後の支援を一層充実させていくため、校内支援だけでなく、外部との連携を図り、自校の支援機能を高めていくことが必要です。	(1)専門家チームの指導・助言の内容を「手引」として整理し、特別支援教育推進の参考資料として活用します。 (2)巡回指導担当者の授業をサポートする指導事例・教材事例等の情報提供をします。 (3)継続して実施します。 (4)関係機関との連携や地域資源の活用の方法がわかる資料（ネットワーク利用・活用ガイド）を作成します。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

小・中学校における特別支援教育を推進させていくポイントは、校内体制の充実と校内支援体制をサポートする校外からの支援とを両立させていくことです。

校外からの支援である専門家チームの支援内容や、地域資源を活用するための手引があれば、学校における特別支援教育の充実が一層期待できると考えます。

### 【評価方法】

作成した手引やガイドを、支援を必要とする市町村や学校がどのように利用・活用しているかを定期的に調査・把握し、その有効性を考察していきます。

ボランティア等の支援システムについては、今後、実施を重ねていく中で関係者の意見を把握し、改善に生かしていきます。



#### 4. 「交流及び共同学習」を積極的に進め、地域で共に学び育つ教育を推進します。

##### 〈実践項目〉

- (1) 特別支援学級と通常の学級
- (2) 特別支援学校と小・中学校

#### これまでの取組

##### 【(1) 特別支援学級と通常の学級】

千葉県では、特別支援学級を設置しているほとんどの小・中学校で、校内の特別支援学級と通常の学級との間で交流及び共同学習が展開されています。

交流の形態としては、特別支援学級の児童生徒個人が通常学級の集団に参加する形や、特別支援学級と通常の学級が互いに参加し合う形により実施されています。交流の相手や活動場面により、工夫しながら実施されています。

また、県では、特別支援学級と通常学級の交流及び共同学習の充実を図るため、文部科学省発行「交流及び共同学習ガイド」を参考に、教育事務所が主催する各種会議や学校訪問等の機会を活用して啓発を図りました。

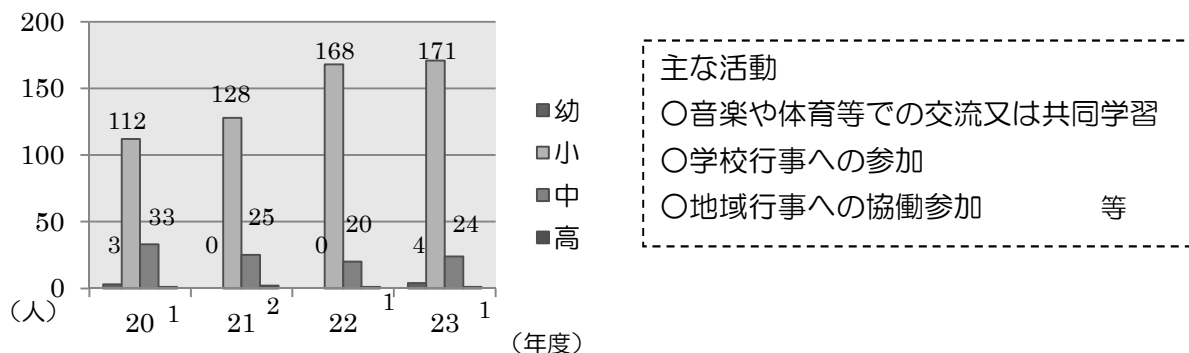
今後は、特色ある取組をしている事例を紹介し、各校が実践している交流等の質を高めていく必要があります。

##### 【(2) 特別支援学校と小・中学校】

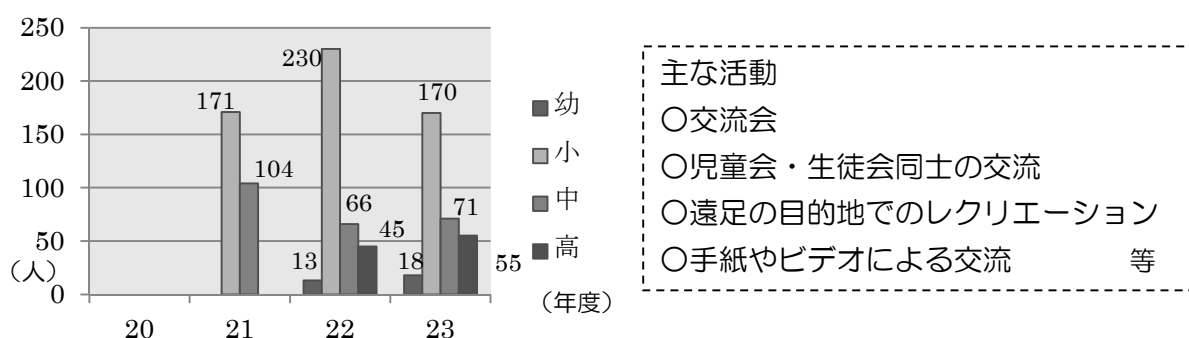
千葉県では、障害のある子どもと障害のない子どもの相互の理解を促していくことと、障害のある子どもが地域で学ぶことを推進するために、交流及び共同学習を「千葉県学校教育指導の指針」に示すとともに、「千葉県総合計画」や「千葉県教育振興基本計画」等に位置付けています。

特別支援学校では「居住地校交流」という名称で、特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校において交流及び共同学習を行っており、年々増加傾向にあります。

また、学校間交流も活発に行われています。(グラフ11)



(グラフ11) 県立特別支援学校における居住地校交流の取組状況



(グラフ12) 県立特別支援学校における学校間交流の取組状況

各校で取り組んでいる交流の方法や活動の内容について、また課題となっていることへの取組等について相互に情報を共有し、取組の質を高めていくことが必要です。

また、小・中学校や地域への理解・啓発などを一層推進するため、実践事例を紹介していく等の取組が必要です。

### パワーアップのための今後の取組

#### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
交流及び共同学習の推進 (1) 特別支援学級と通常の学級 (2) 特別支援学校と小・中学校	居住地校交流は、多くの特別支援学校で実施されていますが、実施数は小学部に偏り、中学部や高等部ではあまり実施されていません。また、実施方法や活動内容についても関係職員や保護者への理解・啓発を促していく必要があります。 また、特別支援学級と通常の学級間の交流も、教科の内容や障害の特性を踏まえながら、ほとんどの小・中学校で実施されています。	(1) 特別支援学級と通常の学級間の交流については、既に多様な実践がされていることから、特色ある取組事例を紹介していきます。 (2) 居住地校交流について、関係者への理解と啓発を図り一層推進していくため、実践事例を県ホームページで紹介することや、学校が取り組みやすくなるような仕組みづくりや実践マニュアルの作成等に取り組めます。 今後も、交流が一層促進されるように地域で共に学ぶ機会の充実を図るとともに、関係者への理解・啓発を積極的に進めていきます。

**【今後の取組を進めることで期待される効果】**

(1) 実践マニュアルを作成することで、学校は居住地交流の実践の仕組みや手順を具体的に把握しやすくなります。その結果、適切な交流計画の作成や居住地校との共通理解を容易にし、居住地校交流の一層の促進を図ることが期待できます。

特別支援学級と通常の学級との交流についても、特色ある取組事例を学び合えるので、質的な充実が期待できます。

(2) ボランティアの活用や交流籍の検討を行うことで、居住地校交流を実施する場合の関係者の負担や実施効果について、具体的な解決策を見いだすことが期待できます。

**【評価方法】**

学校間交流における特色ある取組事例の紹介については、学校間交流の実態調査等を行う中で、紹介した事例が参考になっているかを把握していきます。

また、居住地校交流の推進と理解・啓発のための取組（ホームページへの紹介、実践マニュアルの配付等）については、年度ごとに活用状況や内容に対する意見を調査し、その内容を反映しながら取組を進めていきます。

## 5. 「特別支援教室（仮称）」構想に向けて、具体的検討を行います。

### 〈実践項目〉

- (1) 今後の国の動向を踏まえ、「特別支援教室（仮称）」の在り方を検討

### これまでの取組

千葉県教育委員会では、平成19年度から平成20年度までの2年間、市原市立辰巳台西小学校と松戸市立栗ヶ沢中学校の2校を「特別支援教室調査研究事業」の研究指定校に指定し、特別支援教室の運営方法やシステムづくりを行い、その効果や課題について検証をしました。

具体的には、指定した2校に特別支援教室を開設し、必要な人員を配置して、パーソナルスキルやソーシャルスキルに関する内容の学習を行うとともに、支援方法や教育内容について具体的に検討しました。

#### 〈成果〉

- 対象となる児童生徒の学習意欲が向上することや、校内支援体制の充実が図られる等の効果が確認されました。

#### 〈課題〉

- 現状の人員では対応できないシステムであること。
- 専門性を有する教員を必要なだけ確保することが困難。
- 既存の通級による指導や巡回による指導との使い分けが未整理。

### パワーアップのための今後の取組

#### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
特別支援教室（仮称）の在り方について具体的に検討	平成19年度から2年間、県内2校で実践検証を行いました。人的、物的の両面に課題が多いことがわかりました。	当面は国の動向に注視しながら、対応を検討していきます。

#### 〈参考4〉特別支援教室構想（文部科学省の解説）

「特別支援教室（仮称）」の構想が目指すものは、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるような弾力的なシステムを構築することです。

- (例)
- 特別支援教室Ⅰ ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
  - 特別支援教室Ⅱ 比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。
  - 特別支援教室Ⅲ 一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

### テーマ3 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

#### 1. 特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります。

〈実践項目〉

- (1) 特別支援学校の配置・整備
- (2) 特別支援学校の機能
- (3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能

#### これまでの取組

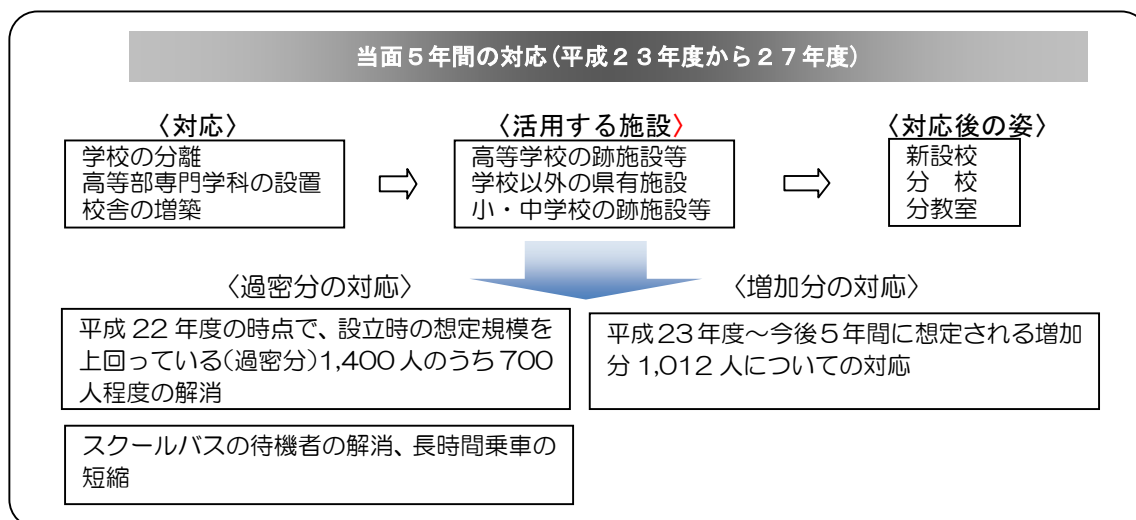
【(1) 特別支援学校の配置・整備】

児童生徒増加対策として、高等学校の余裕教室を活用した分校・分教室の開設を中心とした県有施設の有効活用の視点と併せ、一部市町村立学校の施設利用を含めて進めてきました。

(表13) 千葉県特別支援教育推進基本計画・前半5年における整備状況

	開設した分校・分教室
平成20年度	県立安房特別支援学校鴨川分教室(鴨川市立鴨川小学校内)
平成21年度	県立柏特別支援学校流山分教室(県立流山高等学校内)
平成22年度	県立特別支援学校流山高等学園第二キャンパス(旧県立流山東高等学校跡地) 県立我孫子特別支援学校清新分校(県立沼南高柳高等学校内) 県立市原特別支援学校つるまい風の丘分校(県立鶴舞桜が丘高等学校グリーンキャンパス内)

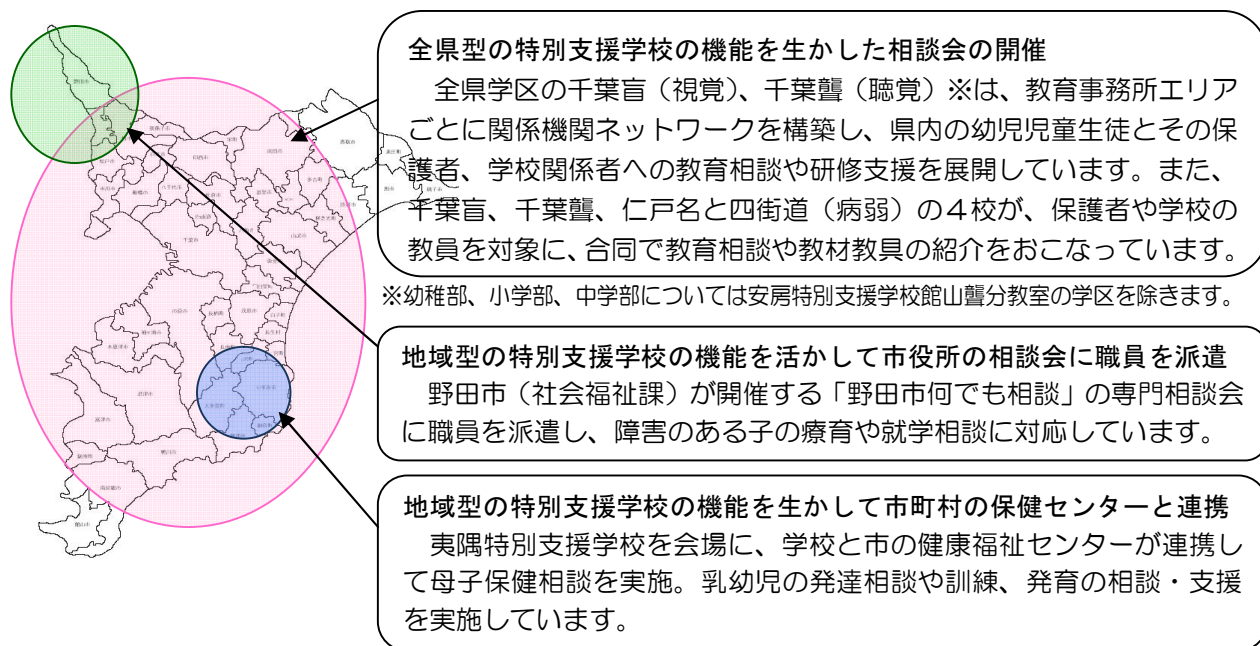
しかし、依然として過密化の状況が継続していることから、改めて児童生徒数の増加を試算し、平成23年3月に、今後10年間を見通しながら、平成23年度から平成27年度までの当面5年間を計画期間とする「県立特別支援学校整備計画」を策定しました。(図7)



(図7) 県立特別支援学校整備計画のイメージ

【(2) 特別支援学校の機能】

全県型の特別支援学校（視覚障害：千葉盲学校、聴覚障害：千葉聾学校、病弱：仁戸名特別支援学校・四街道特別支援学校）は、学区が全県域で支援機能を広域に展開する必要があることから、ネットワークの構築や巡回相談等の取組を推進してきました。一方、地域型の特別支援学校では地域支援に重点を置き、地域に密着した研修会や教育相談会の開催などの取組の充実を図ってきました。（図8）



（図8）特別支援学校の全県型・地域型としての取組の例

寄宿舎については、現在7校の特別支援学校に設置され、遠距離の通学や社会自立に向けた特別の生活訓練を必要とする等の理由のある児童生徒が利用し、そうした児童生徒の、健康で安全な学校生活を提供するとともに、社会自立に向けた体験とスキルアップの場として役割を果たしています。これまで、障害の重度・重複化への対応、寄宿舎のポテンシャルとしての生活訓練機能の有効活用など、寄宿舎における教育的支援の充実を目指し、「寄宿舎連絡協議会」を通して検討してきました。障害のある児童生徒の「地域での学び」が検討され始めている中で、寄宿舎の果たす役割については、今後も引き続き検討していく必要があります。

【(3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能】

特別支援学校が、特別支援教育に関する地域のセンターとしての役割を果たすことが法的にも明記され5年が経過します。特別支援学校にその役割と機能があることは、徐々に周知されてきていますが、関係機関の連携とその質の向上などに、まだ課題を残しています。

## パワーアップのための今後の取組

特別支援学校の過密化の解消、スクールバス長時間乗車の解消は、いずれも喫緊の課題であり、県立特別支援学校整備計画に基づいて、確実に推進していく必要があります。

更に、全県型と地域型の機能を併せ持つ袖ヶ浦特別支援学校の今後の在り方など、特別支援学校の全県的な配置・整備について検討していくことが必要です。

また、寄宿舍の教育的支援の在り方については、生活の場としての充実と教育の場としての施設活用等、多角的に検討していくことが必要です。

### 〈目標に対する今後の取組〉

実践項目	現状	今後の取組
特別支援学校の配置・整備と機能の充実 (1) 特別支援学校の配置・整備 (2) 特別支援学校の機能 (3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能	(1)平成23年3月に県立特別支援学校整備計画を策定し、その実現に努めています。 (2) 寄宿舍連絡協議会で舎の役割や取組の工夫について検討してきました。舎の機能と可能性について引き続き検討していく必要があります (3) 一層の周知と質的向上が必要です。	(1) 整備計画に掲げた 1,712 人の過密・増加分の解消を図ります。 (2) 寄宿舍の教育的支援の充実については、寄宿舍の機能の有効活用について、校長会等と連携して課題研究に取り組みます。 (3) 引き続き、特別支援教育の地域におけるセンターとしての特別支援学校の取組を着実に推進していきます。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

- (1) 平成 27 年度までの 5 年間で、1,712 人分の過密・増加の解消を図ることにより、教室の転用等が解消され、安全で適切な学習環境が期待されます。
- (2) 寄宿舍の機能や可能性を検討していくことで、寄宿舍が有するポテンシャルを活用した教育活動の広がりが期待できます。
- (3) センター的機能の着実な実践の積み重ねにより、地域の中に特別支援教育の理解を広げ、そのよさを浸透させていくことが期待できます。

### 【評価方法】

- (1) 児童生徒の過密化の解消については、県立特別支援学校整備計画の進捗状況を踏まえて評価していきます。
- (2) 寄宿舍の教育的な在り方の検討については、一定の方向性を見出すことを目標として取り組みます。
- (3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能については、地域のニーズに特別支援学校の取組が対応できているか、地域のネットワークが整備されているか等の評価の視点を、「センター的機能の取組状況の調査」に入れて検証します。

## 2. 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

### 〈実践項目〉

- (1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」※に基づく指導の充実
- (2) 教材・教具の工夫や学習環境の整備
- (3) 交流及び共同学習の推進
- (4) 医療的ケア実施体制の整備
- (5) 自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成

※千葉県特別支援教育推進基本計画を策定した当時は「個別指導計画」と表記していましたが、現在、千葉県では「個別の指導計画」として表記を統一しています。今回の中間評価・修正では「個別の指導計画」に直して表記しました。

### これまでの取組

#### 【(1)「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導の充実】

特別支援学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行うツールとして、全ての特別支援学校で「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用がされています。その成果として、障害の特性や発達段階などに応じたきめ細かな指導を実践することに役立っています。

しかし、どちらの計画も特別支援学校によって、書式や記載内容が異なります。これらの計画が、指導や支援の基礎になることを踏まえ、記載のポイントや整理・活用方法について、標準的なノウハウを蓄積していくことが必要と考えます。

#### 【(2) 教材・教具の工夫や学習環境の整備】

平成21年度から県立特別支援学校教材教具作成支援事業を開始し、各校に職員を配置して、障害のある児童生徒に役立つ教材・教具の作成や環境づくりに取り組みました。

平成22年度は、特別支援学校全体で300点を超える教材・教具の製作が報告されました。今後は、これらの教材・教具をデータ化し、学校同士がその情報を有効利用するシステムの構築が期待されます。

#### 【(3) 交流及び共同学習の推進】

平成21年度に「交流及び共同学習実践ガイド」(県総合教育センター発行)を各校に配付し、積極的な実施に向けて、啓発に努めてきました。

また、文部科学省委託事業である「特別支援教育総合推進事業」における研究指定の取組として、平成22年度から2年計画で県立銚子特別支援学校を指定し、特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進に取り組んできました。特別支援学校の取組や障害のある児童生徒の生活や学習に、地域が関心を寄せるなどの成果がありました。こうした取組は、居住地校交流など、一人一人の教育的ニーズを生かしながら、地域で学ぶ機会の増加につながっています。



【(4) 医療的ケア実施体制の整備】

千葉県では、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校での生活や学習が進められるよう、体制整備に努めてきました。ここ数年、対象者が増え、医療的ケアを実施する学校は増えています。(表14、表15)

(表14) 特別支援学校における医療的ケア実施状況

	H19	H20	H21	H22	H23
実施校数	15校	18校	21校	20校	21校
配置看護師数	35人	46人	57人	58人	69人

(表15) 医療的ケアを安全・確実に実施するための取組

取組	内容
医療的ケア担当教員研修会	年度始めに2日間実施。安全・確実なケアの実施を目指して担当教員が医療的ケアの基本的な知識・技能を習得しています。
看護師研修会	医療的ケア実施校に配置されている看護師が、障害の特性を理解し、安全な実施ができるように研修しています。経験年数に応じた研修の取組や情報交換を行っています。
医療的ケア実施校連絡協議会	医師、保護者、看護師、教育関係の有識者等により、本県の医療的ケアの諸課題について協議し、各学校の取組に生かしています。

(参考5) 医療的ケアの実施による教育的な効果

- (1) 医療的ケアを受けている児童生徒の健康状態が安定し、生き生きとした表情や自発的な活動が多く見られます。
- (2) 医療的ケアを受けている児童生徒と教員との間に共感関係が生まれています。
- (3) 母子分離とともに、自立心が芽生えるなどの変化が見られます。
- (4) 保護者に精神的、時間的なゆとりをもたらし、学校と保護者間の連携も深まっています。

県では、「県立特別支援学校における医療的ケアガイドライン」を定め、ヒヤリハットの事例集を活用しながら、連絡協議会等の機会を利用した研修会を開催し、適切な医療的ケアの運用に努めてきました。今後も校内における実施体制の充実を図っていくため、経験の度合いに応じた確実な研修の継続が望まれます。

【(5) 自閉症に対応した教育内容・指導方法の実践研究及び適切な教育課程の編成】

自閉症に対応した適切な教育課程と指導方法を研究し、特別支援学校や小・中学校に発信していくことは大変重要で、千葉県では自閉症に特化した研究指定を行い、その成果の蓄積に努めてきました。(表16)

知的障害者を対象とする特別支援学校の多くは、自閉症の児童生徒が多数在学しており、その障害特性に対応した教育内容や指導方法の改善が必要です。

また、特別支援学校は特別支援教育のセンターとして、地域の小・中学校等に在学する発達障害のある児童生徒への教育的支援について助言する役割を担っており、学校として自閉症の特性に対応できる専門性を有していることが必要です。

これらの研究校の成果を、特別支援学校全体で共有していく取組が必要です。

(表16) 自閉症に関する県の研究指定状況

指定年度	学校名	研究課題
H17~H19	県立富里特別支援学校 県立柏特別支援学校	自閉症の障害特性に応じた教育的支援に関する研究Ⅲ(県総合教育センター研究協力校)
H18~H19	県立富里特別支援学校	知的障害者を教育する特別支援学校における自閉症の障害特性に応じた教育課程の在り方についての研究
H21~H22	県立槇の実特別支援学校	自閉症に対応した教育課程の在り方に関する調査研究事業

パワーアップのための今後の取組

特別支援学校の機能は多岐にわたり、それを十分活用していくことが重要です。それぞれの取組を進める中で、確実な情報共有に努め、積極的な運用の努力を組織として維持していく必要があります。

実践項目	現状	今後の取組
一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実 (1)「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく指導の充実 (2)教材・教具の工夫や学習環境の整備	(1)個別の指導計画等の活用については、各校の様々な工夫を特別支援学校全体で共有・活用できるようにすることが課題です。  (2)特別支援学校が開発した教材・教具や学習環境の工夫などの情報を、各校が相互に有効活用できるシステムが必要です。	(1)今後も引き続き指導訪問等の機会を通して活用事例や改善の取組等について指導・助言や情報交換を進めます。また、これまで蓄積した作成・活用のノウハウを資料化します。  (2)各特別支援学校が有する教材・教具を、教育課程と関連付けて検索・活用できるシステムの構築を図ります。

実践項目	現状	今後の取組
(3) 交流及び共同学習の推進 (4) 医療的ケア実施体制の整備 (5) 自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成	(3) 学校間交流や居住地校交流を促進していくため、関係者の関心を高め理解を広げていく取組が必要です。 (4) 医療的ケアの担当者や看護師への充実した研修の機会の維持・継続が必要です。 (5) 平成17年度以降の自閉症への対応に係る研究成果（支援方法や教材の開発）について、さらに周知していく必要があります。	(3) 理解・啓発のための資料や実践マニュアル等の資料の作成・活用を図ります。 (4) 引き続き、研修会の充実を図ります。 (5) 自閉症の研究成果の普及を図るために、研究成果の情報（教育課程、教材・教具の工夫等）を共有し、Web上への公開と活用の促進を図るなどの取組を進めます。

**【今後の取組を進めることで期待される効果】**

- (1) 特別支援学校が、これまでに蓄積してきた個別の指導計画等の作成・活用のノウハウを資料化することで、障害のある幼児児童生徒の指導に携わる職員が、障害の特性や教育的ニーズといった一人一人の違いに応じた指導を行う際の参考資料になり、その資料を活用することで指導力向上につながることを期待できます。
- (2) 自閉症の研究成果をWeb上に公開し活用を促進することで、教員は障害の特性を踏まえた指導計画を立てることが容易になり、障害のある児童生徒にもわかる授業の提供につながります。  
安心して学校生活を送れる環境を整えていく上で、指導に携わる教員が参考情報を何時でも入手でき、日々の指導実践に生かすことができれば、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が実践され、充実していくことが期待できます。

**【評価方法】**

- (1) 各特別支援学校への指導訪問を通して、指導に役立てている状況を把握するとともに、ノウハウを資料化したものについての有用性を考察します。
- (2) 学校の教員に利用しやすい役立つ内容のシステムの構築ができたか、意見照会などの方法により検証します。
- (3) 学校間交流や居住地校交流の実施数の伸びの状況から評価するとともに、理解・啓発や実施のための資料の有用性について、関係者からの聞き取り等により把握・考察します。
- (5) Web上等へ公開した研究成果の情報（教育課程、教材・教具の工夫等）の有用性について、関係者からの聞き取り等により把握・考察します。

## テーマ4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

1. 生徒の多様な教育的ニーズに応え、将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実を目指します。

### 〈実践項目〉

- (1) 障害の重い生徒の地域生活支援の充実
- (2) 就労を目指す生徒の職業教育の充実

### これまでの取組

#### 【(1) 障害の重い生徒の地域生活支援の充実】

自立活動の指導の充実を図るため、医療・教育・福祉に関する高い専門性を有する地域の医師、作業療法士、臨床心理士等を特別非常勤講師として雇用し、一人一人の多様なニーズに対応した教育活動を推進するとともに、個別の教育支援計画の中で、利用している医療機関や放課後等デイサービス等の関係機関による支援ネットワークや余暇活動等の状況を把握し、卒業後の生活につながる施設での実習や体験を進めました。

卒業後の地域生活について、在学中から地域の福祉行政機関と学校とが障害の重い生徒への支援について情報を共有する取組を重ねてきていることは大変意義のあることと考えています。

今後、支援にかかわる機関、団体、個人とのつながりに着目し、家庭と協力しながらネットワークの充実を図っていくことが必要です。

#### 【(2) 就労を目指す生徒の職業教育の充実】

就労支援に関しては、関係機関による支援ネットワークの構築が大変重要であることから、県内3域の特別支援学校を指定し、就労支援のためのネットワーク構築の研究に取り組みました。(表17)

いずれの指定校も、生徒の職業自立を推進するための具体的な方策として、地域の特性を踏まえての関係機関との連携強化、連携の中での学校の果たす役割、職業自立に向けた小学部から高等部に至る学校づくり、取組の評価の在り方等についての研究に取り組み、それぞれの学校の取組において今後見直すべき観点を見いだしました。

(表17) 職業教育／就労支援に関する指定研究

指定年度	学校名	研究課題
H19～H20	県立千葉特別支援学校 県立つくし特別支援学校 県立君津特別支援学校	職業自立を推進するための 実践研究事業 (文部科学省指定研究)

また、国の障害者就労支援基盤整備事業を踏まえ、千葉労働局や障害者就業・生活支援センターなどの労働機関と連携した研修の機会を設けることや、学区を超えた就労に関する情報の共有と活用を円滑に進めるため、県立特別支援学校に就労支援コーディネーターを配置しました。

この取組は、広域的かつ組織的な就労支援が特別支援学校間に構築されていくことを意図して、平成23年度から配置を開始し、平成24年度においては18校19名の配置となっています。(表18)

新しい取組であり、ネットワーク構築と情報の活用を進める中で、成果と課題を把握していく必要があります。

(表18) 県立特別支援学校の就労ネットワーク及び就労支援コーディネーター指名校

地区	東葛飾	葛南	北総	東上総・南房総	千葉
ネットワーク構成校	●流山高等学園 ●柏 ●我孫子 ●つくし 松戸 野田	●市川 ●八千代 ●市川大野 船橋	●印旛 ●八日市場 ●富里 ●香取 銚子	●市原 ●夷隅 ●槇の実 ●安房 ●君津 長生	●千葉 ●東金 千葉聾 桜が丘 仁戸名 袖ヶ浦 千葉盲 四街道
●指名校	ネットワークの広域活用 千葉盲、千葉聾、仁戸名、四街道、流山高等学園、市原・つまい風の丘分校、我孫子・清新分校 市川大野高等学園、印旛・さくら分校、柏・流山分教室				
ハローワークエリア	野田・松戸	市川・船橋	銚子・佐原・ 成田	茂原・いすみ・ 館山・木更津・ 千葉南	千葉・千葉南

さらに、学校と企業の結びつきを強めるとともに、特別支援学校における進路指導の充実を図ることを目的として、教員の企業実習体験を実施しています。参加した教員からは、「生徒の実態にあった就労先を見つけるためのノウハウが学べ、今後の支援に役立てられる。」という声が聞かれました。(表19)

(表19) 特別支援学校教員の企業実習 実施状況

年 度	参加教員数(人)	協力企業(社)
平成22年度	18	14
平成23年度	18	14

この5年間の取組から、就労を目指す生徒の職業教育の充実に関しては、関係する企業や労働機関との連携を図りながらの就労支援が重要であることがわかります。これらの取組により、企業における障害者雇用の理解が少しずつ広がりを見せています。

また、特別支援学校での職業教育やキャリア教育の改善に生かせる取組になっています。

## パワーアップのための今後の取組

今後は、特別支援学校整備計画の進展により、職業教育に関する専門学科やコースを置く分校・分教室が開設され、それらの学校に学ぶ生徒の就労先は全県下の広範囲に及ぶことから、ネットワークの有効活用や学校と企業との一層の連携が必要になります。

また、障害の重い生徒の卒業後の地域での生活を支える上で、支援に関わる家庭、機関等のつながりも重要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
生徒の多様なニーズに 応え、将来の自立と社会 参加に向けた後期中等 教育の充実 (1)障害の重い生徒の地 域生活支援の充実 (2)就労を目指す生徒の 職業教育の充実	(1)特別支援学校では、障害の 重い生徒の地域生活支援の 充実に向け、個別の教育支援 計画を活用して地域の関係 者と支援会議等を開催する など、社会とのつながりを 強化しています。 (2)特別支援学校とそこに学ぶ 生徒が地域社会や企業に一 層理解してもらい、具体的 支援に結びつけていく必要が あります。	(1)引き続き、医療、個別の教 育支援計画を活用して関係 機関との連携を強化します。 (2)特別支援学校とそこに学ぶ 生徒が地域社会に十分理解 され、企業就労や福祉就労が 更に円滑に進むよう、就労支 援ネットワークの構成校に よる関係会議等において方 策を検討します。また、産学 連携による就労支援のため の実践的な研究を進めてい きます。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

障害のある生徒が地域で自立し社会参加していくための必要な方策はネットワークの構築であり、この推進基本計画の根本的な方向性です。

特別支援学校やそこで学ぶ児童生徒に関する理解・啓発と広報を効果的に行うことで、地域社会の中で周知され、結果として児童生徒の社会自立と社会参加を実現させることにつながると考えます。

### 【評価方法】

- (1) 個別の教育支援計画の有効な活用については、毎年状況を把握し評価していきます。
- (2) 就労に関係する企業の声や実際の就労状況を総合的に考察し、就労支援のための方策について評価していきます。

## 2. 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの充実を図ります。

### 〈実践項目〉

#### (1) 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの構築

### これまでの取組

#### 【(1) 就業支援ネットワークの構築】

特別支援学校高等部では、就労に向けた支援について、地域の企業や労働機関との連携を図りながら進められるよう、「個別移行支援計画」(高等部段階など、学校から社会に移行する段階の個別の教育支援計画をいう。)を作成し、支援のためのネットワーク構築に活用しています。

県教育委員会では、生徒一人一人のニーズに応じるため、必要なネットワーク構築に資する取組を進めてきました。特別支援学校進路指導主事連絡協議会や就労支援コーディネーター連絡会議等を開催するとともに、各学校が千葉労働局、千葉障害者就業支援キャリアセンター、障害者就業・生活支援センター等の労働・福祉の関係機関と連携を図れるよう、情報共有の機会や研修の機会を定期的に設けてきました。

県内の様々な協力企業との連携や、国の障害者就労支援基盤整備事業との連携による取組は、特別支援学校の進路指導に大変役立ち、生徒一人一人の就労の実現に役立ってきました。

こうした関係機関との連携は、その有用性の高さから、連携する取組を一層充実させていくことが期待されています。

#### (参考6) 特別支援学校と労働・福祉関係機関との具体的な連携

##### ○企業団体との連携

各学校が円滑に職場実習や就職先を確保できるよう働きかけ、障害に応じた雇用条件などの最新の情報を各特別支援学校に提供するなど、生徒一人一人にあった支援につなげています。

→千葉県特例子会社連絡会、千葉県中小企業家同友会、千葉県経営者協会

##### ○企業の協力による研修

特別支援学校の教員が、企業が求める就業態度や働く力についての理解を深めるとともに、企業に対して障害者雇用の理解・啓発を図る機会としています。

→特別支援学校教員企業実習

##### ○労働局との連携

福祉施設、特別支援学校の生徒・保護者を対象に、一般雇用についての正しい理解を深める機会としています。

→就労支援セミナー、事業所見学会、現場実習のための事業所面接会

## パワーアップのための今後の取組

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの充実 (1)就業支援ネットワークの構築	(1)企業と特別支援学校が様々な形で情報の共有や意見交換を行う取組が進められ、一人一人のニーズに応じた就労支援を実現してきています。	(1)就労支援に関するガイドラインに沿った実践を進め、学校間、学校と企業・関係機関が就労に関する情報を共有し、ネットワークを活用した連携の一層の充実を図ります。 また、今後も企業団体との連携や教員の研修などの機会について維持・充実を図ります。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

就労支援ガイドラインに沿った実践とネットワーク連携の一層の充実を図ることで、障害のある生徒の就労に関して地域社会や企業における理解が深まり、就職を希望する生徒の企業就労の可能性の広がりが期待できます。

### 【評価方法】

特別支援学校間で構築している就労支援ネットワークの取組の中で、産学連携の効果を把握するとともに、特別支援学校高等部の生徒の就職状況を企業側の支援、学校側の支援、関係機関側の支援など、就労に関わる各機関それぞれの立場から捉え、取組の有用性を考察します。



### 3. 高等学校における特別支援教育の支援体制づくりを目指します。

#### 〈実践項目〉

- (1) 適切な指導・支援のための高等学校教員の特別支援教育の理解の促進
- (2) 高等学校における支援体制づくり

#### これまでの取組

##### 【(1) 適切な指導・支援のための高等学校教員の特別支援教育の理解の促進】

特別支援教育の推進は、小・中学校における体制整備に始まり、幼稚園、高等学校と、推進の範囲を広げてきています。小学校や中学校の通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒と同様に、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒たちへの対応が必要でした。

そこで、平成20年3月に高等学校の全教員向けに、発達障害の理解・指導に関するリーフレットを配布し、啓発に努めました。平成21年度以降は、全ての高等学校で指名されている特別支援教育コーディネーターを対象に年2回の連絡会、年3回の新任研修会を実施し、特別支援教育推進に必要な専門性を学ぶ機会を提供してきました。

また、県総合教育センターが主催する特別支援教育に関する研修講座への受講についても積極的に受講を促してきました。(表20)

更に、国の「高等学校における発達障害のある生徒への支援事業」を活用して推進校11校と研究校1校を指定し、特別支援教育や発達障害についての理解を深め、教員の力量を高めることを目指して研究に取り組みました。この取組は、特別支援教育に関する教員の資質向上に役立ちました。(表21)

(表20) 高等学校教職員の特別支援教育に係る研修の受講状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受講講座数	19	20	16	17	30
受講者数	62	95	79	60	94

(表21) 高等学校における発達障害支援事業による研究・推進指定校

高等学校における発達障害のある生徒への支援	研究校(H22)	県立幕張総合高等学校
	推進校(H23)	県立船橋法典高等学校 県立船橋豊富高等学校 県立東金高等学校 県立館山総合高等学校 県立松戸南高等学校 県立鎌ヶ谷西高等学校 県立小見川高等学校 県立勝浦若潮高等学校 県立千葉大宮高等学校 県立四街道高等学校 県立生浜高等学校
高等学校における発達障害のある生徒のキャリア教育の充実	研究校(H24)	県立銚子商業高等学校(実施中)

高等学校教員に対する特別支援教育の理解・啓発を進めています。県総合教育センターにおける特別支援教育関連の研修講座の受講者数は伸びているとは言い切れない状況で、引き続き理解・啓発に努めていく必要があります。

【(2) 高等学校における支援体制づくり】

平成20年3月に「高等学校における特別支援教育体制の推進について」を通知し、体制整備とその留意点、特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置等について取組を促しました。平成21年度の段階で、公立高等学校における特別支援コーディネーターの指名や校内委員会の設置については、100%の達成となっています。

また、高等学校の校内体制を外から支援する取組としては、高等学校の教職員が、特別な支援を必要とする生徒の理解と適切な支援ができるように、県の専門家チームや特別支援アドバイザーなど、特別支援教育に関する専門性の高い人材を派遣しました。

更に、平成24年度からは、高等学校6校に特別支援教育支援員を配置し、高等学校における障害のある生徒の学校における生活や学習の支援に取り組み始めました。

高等学校における特別支援教育は、確実に広がりを見せています。

(表22) 高等学校における体制整備の状況 (平成22年度、23年度)

単位(%)

	校内委員 会の設置	実態把握 の実施	コ ー デ ィ ネ ー タ ー 指 名	個 別 の 指 導 計 画 の 作 成	個 別 の 支 援 計 画 の 作 成	巡 回 相 談 員 の 活 用	専 門 化 チ ーム の 活 用	教 員 研 修 の 受 講 状 況
H22	100	73.7	100	9.8	7.5	35.3	15.8	35.1
H23	100	76.0	100	10.0	7.8	30.2	18.6	34.5

今後は、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実を促すこと、特別支援教育コーディネーターを始めとする教員の専門性の向上、そのための研修体制の確立、進学・就労等卒業後を視野に入れた関係機関との連携、個別の指導計画等の作成率の向上(平成23年度において約10%)などが課題です。

【教員の特別支援教育の理解促進と学校の支援体制づくりに向けた取組】

推進基本計画の中で、高等学校の特別支援教育の体制整備については、実践項目(1)と(2)により取り組み、前半5年間で特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置が100%となり、外部からの支援体制も整備されてきました。

しかし、高等学校における特別支援教育の現状は、教員の特別支援教育の理解を含め、発達障害を含む障害のある生徒に対する支援の在り方や教育的対応について、各校で更に検討・改善していくことが必要でした。

平成22年3月に「高等学校における特別支援教育を推進する検討委員会(以下「検討委員会」という。)」を設置し、高等学校における特別支援教育の体制整備の充実に向けた取組を進めました。(参考7)

(参考7) 高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会

【設置の目的】

本県高等学校における発達障害を含む障害のある生徒に対する支援の在り方及び教育的対応等を検討するため、平成22年3月に設置しました。

【委員会開催の状況】

- 委員の構成・・・学識経験者、各専門家、高等学校の教職員等18名
- 協議の視点・・・体制整備と生徒支援の視点から、課題と対応を協議
- 開催の経過・・・平成22年3月から平成23年11月の期間中に6回の会議を開催

【協議の概要】

- 体制整備の視点 → 高等学校全ての教員が特別支援教育を理解する必要がある。  
→ 校内委員会、校内研修等、校内支援体制を機能させていく必要がある。  
→ 支援のための関係者／機関のネットワーク構築を図る必要がある。
- 生徒支援の視点 → 入学に向けた支援体制、障害への配慮等の整備が必要がある。  
→ 中高の連携／引き継ぎや指導・支援方法等について検討の必要がある。  
→ 単位履修、教育課程、社会への啓発等の諸課題を検討する必要がある。

【検討委員会の成果】

上記の協議内容を「高等学校における特別支援教育の今後の在り方について」として報告しました。

パワーアップのための今後の取組

高等学校における特別支援教育の推進と支援体制の充実、今後5年間の重要な課題です。今後、小・中学校において、教育的ニーズに応じた支援を受けてきた生徒が高等学校への入学の時期を迎え、障害の特性に応じた適切な支援の充実が急がれます。

【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
高等学校における特別支援教育の支援体制づくり  (1)適切な指導・支援のための高等学校教員の特別支援教育への理解の促進 (2)高等学校における支援体制づくり	教員の特別支援教育の理解と発達障害を含む障害のある生徒に対する適切な支援や教育的対応を可能にする支援体制づくりが必要です。 (1)引き続き理解・啓発の取組が必要です。また、特別支援教育に関する研修講座への受講者数増を目指すなどの取組も必要です。 (2)コーディネーター指名や校内支援体制組織率は100%ですが、その機能を十分活用することや、特別支援アドバイザー等の派遣要請数を伸ばすなど、学校と外部との連携を充実させていくことが課題です。	「検討委員会」の成果を踏まえ、教員の専門性向上と支援体制の充実を、以下の(1)、(2)により取り組みます。 (1)教員の特別支援教育への理解の促進や、高等学校における発達障害支援事業における研究指定校等の実践を踏まえ、教員の意識向上やわかる授業づくりに活用できる資料の提供を検討します。 (2)校内体制の充実と外部機関との連携による支援体制の充実を図ることと併せて、特別支援教育支援員の効果的な配置・活用を行っていきます。

**【今後の取組を進めることで期待される効果】**

今後の高等学校における特別支援教育の推進においては、「検討委員会」の報告を広く周知し、教員の理解啓発、専門性の向上、関係者による支援ネットワーク構築を図るとともに、学校の支援体制の強化を図ることが重要です。

- (1) 高等学校の学習内容や指導方法を踏まえ、理解・啓発の資料を作成することで、「個別の指導計画の作成」や「わかる授業」の実践の広がりにつながり、高等学校における特別支援教育の進展を図ることができます。
- (2) 特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会等の組織活用、関係機関との連携など、支援体制の充実に向けたこれまでの取組と併せて、特別支援教育支援員を効果的に活用していくことで、高等学校の発達障害を含めた特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の充実を図ることができます。

**【評価方法】**

- (1) 理解・啓発のために実施した取組の効果について、高等学校教員への意識調査等により把握し、考察・評価します。
- (2) 高等学校の校内体制の状況等を毎年把握し、その状況を考察し評価します。

## テーマ5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

1. 学校卒業後、障害のある人がいつでも、どこでも、それぞれの目的に応じた学習に参加し、豊かな生活を過ごすことができるよう、学びの機会と場の充実を目指します。

### 〈実践項目〉

- (1) 障害のある人が、学習成果を社会で生かし、地域交流を行える機会や場の充実

### これまでの取組

現在、千葉県では「第四次千葉県障害者計画」の中で、障害のある人の豊かな生活について「余暇を充実させる方策」を展開することとしています。障害のある人のスポーツ・文化の活動拠点施設である「千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター」や、さわやかちば県民プラザなどにおける障害者の利用を積極的に進めています。(表23～表26)

(表23) さわやかちば県民プラザにおける「さわやか青年教室」の取組

さわやか青年教室						
→県内学校出身の知的障害者を対象として、余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のスキルを学ぶとともに交流の機会として、障害のある人の生活の充実に資する。						
定員・日程・内容等						
→40人、年7回、スポーツ教室、調理、ハイキング、カラオケ、ボーリング、高校生との交流会など						
参加状況	年度	H19	H20	H21	H22	H23
	参加者数(のべ)	197人	241人	293人	314人	237人

(表24) 障害のある人と一緒に活動している団体の千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度※
運動系団体数	1,490	1,423	1,481	1,570	1,551
文化系団体数	576	636	642	672	791
利用者数(人)	51,320	52,992	54,773	52,542	56,837

(表25) 千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターで開催される主な教養講座

<p><b>センター教養講座</b>                  →障害のある方の健康増進、仲間づくり、教養等の向上。併せてサポートするボランティアの育成を目的として実施している。</p> <p>知的障害者(児)あるいは身体障害者(児)対象の語学教室やスポーツ教室                  障害者を対象とした物づくり教室                  障害のある子どもから大人を対象としたリハビリ運動講座                  指導員やボランティアを対象とした養成講座 など</p>						
<p><b>定員・日程・内容等</b>                  →年7~8講座程度、毎年およそ1,000人(のべ人数)を超える参加者                  スポーツ教室、語学教室、子どもから大人のリハビリ講座など</p>						
参加状況	年度	H19	H20	H21	H22	H23
	参加者数(のべ)	833人	1,287人	1,344人	2,047人	2,355人

(表26) 千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会が開催するデリバリー講座

<p><b>デリバリー講座</b>                  →学校教育や福祉教育の場に出向き、障害者スポーツや文化活動の啓発を目的に実施されている。</p>
<p><b>実施状況(内容)の例</b>                  ○レクリエーション体操講座(H22.7.24 東金特別支援学校で実施)                  →体育系大学教員を講師に、児童生徒及び保護者を対象に、掛け声や音楽などに合わせて体を動かすレクリエーション体操を楽しみました。</p>

上記のように、さわやかちば県民プラザや千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターにおいて、障害者の地域社会での生活を豊かにする様々な取組を展開していますが、次のような課題もあります。

- ・ 障害者への生涯学習の様々な取組の情報をどのように提供していくか。
- ・ 障害者個々の障害特性に合わせた指導・支援体制をどのように整備していくか。
- ・ 障害者の生涯学習支援ネットワークの一員としての、さわやかちば県民プラザや千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの施設や開催される講座の役割をどのように構築していくか。
- ・ 障害者の活動の機会が減ることがなく、また身近な場所での機会が得られるよう、県内公立体育施設等のバリアフリー状況などをどのように情報提供していくか。

特別支援学校では、地域社会と関わっていくことへの関心を高めたり、余暇利用の方法を学んだりするなど、将来、社会で自立した生活を送るための学習内容を教育課程に位置付けています。

(参考8) 卒業後の社会生活を豊かにする学習単元の例 ( )は学習する教科等

(職業) → 休日の過ごし方を考えてみよう 地域生活のルールを知ろう  
困った時に相談できる場所 健康な暮らし  
(総合的な学習の時間) → イベント企画(□□会に向けて)  
旅行計画をたてよう

また、多くの特別支援学校では卒業生を対象に同窓会や青年学級が組織され、余暇活動や生活相談などに対応しています。(特別支援学校1校あたり6回～7回程度の活動を実施)

(参考9) 特別支援学校の同窓会や青年学級の主な活動内容

同窓会としての会食・スポーツ行事、サークル活動、観光地の行楽、成人を祝う会等

社会で自立した生活を送るための学習や余暇指導などは、特別支援学校それぞれに工夫している状況です。千葉県特別支援学校長会が編集・発行しているハンドブック等に、指導の参考資料が掲載され、各学校の指導に活用されています。今後は、こうした卒業後の生活に関する学習内容について、各学校の取組を蓄積・共有し、指導の充実に役立てていけるシステムが必要です。

## パワーアップのための今後の取組

障害者の余暇利用については、障害者にとって情報が得やすく、また取組を開催する施設や講座が、障害者の社会参加の促進に役立つものであることが大切です。

特に知的障害者にとっては、社会の中で自分の役割が明確に感じられる「働くこと」に努力する一方で、自分の余暇利用については、主体的に取り組みにくい状況が見られます。特別支援学校の学習内容も、「働く力」の育成に重きを置く必要があるため、余暇に関する指導については、今後の改善や工夫の余地があります。

学校在学中には、卒業後の社会生活を自ら豊かなものにしようとする意欲や態度、関心を育むことが大切です。障害のある児童生徒等に対してどのような支援が、そうした関心、意欲、態度の醸成につながるかを検討していく必要があります。

【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
障害のある人の、地域の人々との交流を行える機会や場の充実 (1)障害のある人が、学習成果を社会で生かし、地域交流を行える機会や場の充実	同窓会・青年学級や障害者団体に所属しての地域活動がありますが、学校教育の中で地域社会への興味関心を育むための指導・支援について検討する必要があります。	さわやかちば県民プラザをはじめとする社会教育施設で開催される取組が、特別支援学校が構築するネットワークの中に生かされるよう特別支援学校への周知に努めます。 また、特別支援学校における社会自立に向けた学習プログラムや青年学級等の活動プログラムを研究し、その成果や工夫を共有できる体制を構築します。

【今後の取組を進めることで期待される効果】

障害者を対象として開催されている、社会教育施設の様々な取組について、特別支援学校との連携を図っていくことで、障害のある児童生徒とその保護者、あるいは特別支援学校の教職員に社会教育施設の取組が一層周知され、個別の教育支援計画への反映や、卒業後に向けた学習内容への反映などの効果が期待できます。

また、特別支援学校において、障害のある児童生徒の地域社会での生活について興味関心を高める学習プログラムが研究・開発され情報を共有していくことで、各特別支援学校の教育課程に反映されるとともに、卒業生が地域社会で豊かに暮らすことの実現につながっていくことが期待できます。

【評価方法】

社会教育施設と特別支援学校との連携については、社会教育施設における取組の特別支援学校関係者への周知状況を把握したり、特別支援学校で作成している個別の教育支援計画への余暇利用等の書き込み状況を把握したりすることで、連携の状況を考察・評価します。

特別支援学校における学習プログラムの研究・開発、及び学校間の情報共有については、そのための体制の構築状況を考察・評価していきます。



## 2. 特別支援学校の学校開放講座等の充実を図り、地域の生涯学習機関と連携し、その機能の一部を担います。

### 〈実践項目〉

- (1) 専門性や施設・設備を生かし、社会資源としての機能を果たす。

### これまでの取組

特別支援学校では、障害のある人の学習の場として、あるいはボランティア養成や障害者理解に関する講座の会場として、学校が有する施設や人材の専門性を生かして地域への開放を積極的に行っています。(表27)

(表27) 県立特別支援学校における開放講座の実施状況

年度	学校数(29校中)	内容
22	29校	藍染め入門、公開講座会場、地域教育相談会、体育館開放、ボランティア講座、木工／縫製作業体験
23	23校	陶芸入門講座、紙すき講座、ボランティア講座、作業班体験 地域防災炊き出し会場、和太鼓講習会、障害体験講座

学校が、地域社会における「生涯学習支援ネットワーク」の一つの機関としての役割を果たすことは、障害者と社会とを結ぶ意味があるという点で重要です。

直近の2年間の取組の状況をみると、社会資源としての学校開放等を、ほとんどの特別支援学校で実施しています。特別支援学校が社会資源として果たす役割は、大変重要だと言えます。

## パワーアップのための今後の取組

特別支援学校の人的・物的資源について、障害のある人たちの社会教育資源としての利用は多い半面、役割や効果について十分には周知されていないのが実情です。

特別支援学校が有する施設・設備や人的な資源について、障害者と社会と結び付けていく役割をどのように担っていきけるか、検討していくことが必要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
社会資源としての特別支援学校の機能の充実 (1)専門性や施設・設備を生かし、社会資源としての機能を果たす。	卒業生やその家族の交流の機会として青年学級や同窓会が利用されたり、ボランティア養成等の市民講座の場としても利用されたりしていますが、特別支援学校の社会資源としての価値が地域社会の中であまり知られていません。	特別支援学校の人的・物的資源を整理し、開放講座を開催したり、地域との交流の話題を広報したりするなど、特別支援学校の社会的資源の有効活用についての研究を進めます。 具体的には、開放講座の案内を県教育委員会として積極的に広報に努めたり、実施した学校の情報を整理したりして、各特別支援学校の学校開放の充実を図ります。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

支援ネットワークを構築して活用することは、関係機関(者)が有する専門性や情報といった「資源」を相互に活用し合うことと言えます。

特別支援学校が、早期の教育相談支援体制や就労に向けた支援といった、障害のある幼児児童生徒のライフステージごとのネットワーク構築と活用を図っていくためには、自らが有する資源とその有効性を明らかにして、地域に発信していくことが重要で、その研究をすることは、社会資源としての機能を果たすことにつながります。

### 【評価方法】

学校開放を実施する特別支援学校の増減の推移を評価します。また、学校開放に限らず、学校が有する人的・物的な資源を有効に活用している事例を把握する中で、特別支援学校の社会資源としての取組の成果を評価していきます。

### 3. 地域の教育機関、生涯学習機関、企業やNPO等が連携した、生涯学習支援ネットワークの構築を目指します。

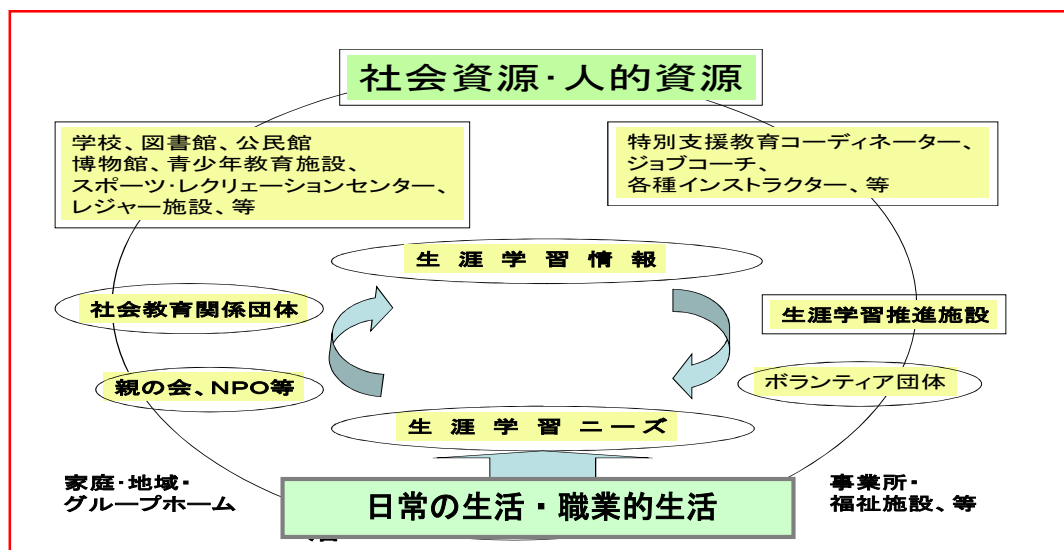
#### 〈実践項目〉

- (1) 生涯学習情報の提供を可能とする生涯学習支援ネットワークの構築

#### これまでの取組

「第四次千葉県障害者計画」の中でも、障害のある人が、人と人のつながりの中で地域社会の情報交換やコミュニケーション・ツールを作っていくことが大切なこととして、その検討が記されています。

千葉県では、地域の学校、施設・事業所、就労支援関係の諸機関、NPOなどが連携した「生涯学習支援ネットワーク」の構築をイメージして生涯学習の充実に努めてきました。



(図9) 千葉県特別支援教育推進基本計画策定時(平成19年)にイメージした生涯学習を支援するネットワーク構想図

地域社会の中では、図9に示した連携の概念のように、様々な関係機関が、それぞれに障害者の社会自立を支援する取組を行うとともに、関係機関同士が連携をとりあっています。

一方、関係機関が生涯学習に関する障害者自身のニーズを把握することや、関係機関が提供している取組の情報を障害者に周知することについては、その取組は十分ではありません。

## パワーアップのための今後の取組

特別支援学校が果たす役割として、障害のある児童生徒の生涯学習に関するニーズを把握し、生涯学習の機会や場を提供する側の情報を障害のある児童生徒とその保護者に伝えること、更に、卒業を控えた高等部の生徒に対して、生涯学習の機会を活用・利用することについての指導助言があります。

それは、特別支援学校に学ぶ生徒の学校から社会への移行を容易にし、豊かな社会生活につなげていく取組であると考えます。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
関係機関による生涯学習支援ネットワークの構築 (1)生涯学習情報の提供を可能とする生涯学習支援ネットワークの構築	地域社会の中では、障害者の社会自立を支援する機関が、様々な取組を進め、関係機関は相互に連携を図っていますが、障害者ニーズの把握と、障害者への情報提供の視点から、特別支援学校の生涯学習支援に関する取り組み方について検討する必要があります。	障害のある児童生徒の生涯学習に関するニーズを関係機関に発信していくことや生涯学習に関する情報を、生涯のある児童生徒とその保護者に周知したり、あるいは高等部生徒の学習内容に反映したりする取組を進めるために役立つ参考資料を作成し、各学校での活用を推進していきます。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

障害のある児童生徒の生涯学習に関するニーズを関係機関に発信していくことや、生涯学習に関する情報を生涯のある児童生徒とその保護者に周知したり、あるいは高等部生徒の学習内容に反映したりする取組を進めるために役立つ参考資料を作成し活用することで、特別支援学校が、地域社会の中に構築されるネットワークの中で生涯学習の視点に基づく支援機能を発揮できるようになることが期待できます。

### 【評価方法】

特別支援学校に対して実施している「センター的機能の取組の状況」の調査に生涯学習への支援に関する項目を設けて状況を把握するとともに、参考資料の活用程度や有用性を把握・評価します。

## テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上

### 1. 学校や教員の専門性の維持・向上を図ります。 (1) 県総合教育センターにおける現職研修の充実

#### 〈実践項目〉

- (1) 学校や地域における指導者の育成
- (2) 悉皆研修の充実
- (3) 特別支援教育研修等の充実

#### これまでの取組

##### 【(1) 学校や地域における指導者の育成】

県総合教育センターでは、特別支援教育に関する研修講座を多数開講し、教員の専門性向上の機会提供に努めてきました。毎年平均35講座、およそ1,750名を定員として開催し、1,650～1,700名の受講があり、平成19年度からの5年間で、のべ8,500人ほどが特別支援教育に関する専門的な研修を受講しています。(表28)

(表28) 県総合教育センター特別支援教育部で開催される特別支援教育に関する研修講座の受講状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
研修講座数	34	34	35	35	34
受講者数(人)	1,575	1,383	1,496	1,598	1,977
受講者のうち小・中学校等の教職員数	—	954 (68.9%)	984 (65.7%)	955 (59.7%)	1,275 (64.4%)

##### 【(2) 悉皆研修の充実、(3) 特別支援教育研修の充実】

新任の管理職研修や初任研等の悉皆研修の講座内容には、特別支援教育に関する講義・演習や特別支援学校での体験研修等が必ず盛り込まれ、特別支援教育に関する教員全体の資質向上に努めてきました。

また、特別支援教育に関する専門性の向上に関して、教員の実践力を高めていくための研修は重要なことから、特別支援学校における実際の指導場面の見学、事例発表・協議や演習をプログラムに取り入れ実施しています。(表29、表30)

(表29) 悉皆研修における特別支援教育に関する研修講座内容の例

県立学校等新任教頭研修→特別支援教育を必要とする生徒への対応・校内体制					
小・中学校新任校長・教頭研修→特別な支援を必要とする児童・生徒の教育の在り方					
県立学校等新任教務主任研修→特別支援教育の推進～特別支援学校の役割と各学校との連携					
<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">幼・小・ 中・高・ 特支</td> <td style="padding: 2px;">初任者研修 経験者研修(5年、10年) 新任者研修</td> <td style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特別支援教育、障害特性の理解、特別支援学校での体験、異校種体験などの実際の研修を行っています</td> </tr> </table>	幼・小・ 中・高・ 特支	初任者研修 経験者研修(5年、10年) 新任者研修	}	特別支援教育、障害特性の理解、特別支援学校での体験、異校種体験などの実際の研修を行っています	
幼・小・ 中・高・ 特支	初任者研修 経験者研修(5年、10年) 新任者研修	}	特別支援教育、障害特性の理解、特別支援学校での体験、異校種体験などの実際の研修を行っています		

(表30) 県総合教育センター特別支援教育部で開講されている主な研修講座(平成23年度)

基礎から学ぶ知的障害／自閉症／発達障害／肢体不自由／言語障害
発達につまずきのある幼児の理解と対応
実践力アップ研修 「見ること」に困難さがある子の指導 →他に「聴くこと」「ことばにつまずき…」「知的障害」「自閉症」「発達障害」「肢体不自由」
心理検査に関する研修→心理検査法演習(K-ABC、 WISC-Ⅲ等)
高等学校における発達障害者支援／特別支援教育コーディネーター研修
特別支援教育相談研修 担当者に求められる資質／支援の必要な子や家族への支援
医師から学ぶ医学的知識 ～障害のある子の支援のために

### パワーアップのための今後の取組

特別支援教育推進のポイントは、一人一人の教育的ニーズに応じた教育と支援体制を十分に進めていくマンパワーを広げることです。研修受講修了者の階層、研修成果の活用状況等を把握し、特別支援教育推進に生かしていく等の取組が必要と考えます。

#### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
県総合教育センターの 現職研修の充実 (1)学校や地域における 指導者の育成 (2)悉皆研修の充実 (3)特別支援教育研修等 の充実	特別支援教育に関する講座を 毎年35講座程度開講し 平成19年から5年間で約 8,500人が受講しています。 特別支援教育に関する研修講 座の受講者を増やし、職員の 専門性向上のための講座を 更に充実させていく必要があ ります。	(1)(2)(3)演習や体験を重視し た研修内容の検討や、総合教育 センター以外でも研修可能な Web講座など、効果的な現職 研修の方法を検討していきま す。

#### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

県総合教育センター以外でも研修可能なWeb講座など、効果的な現職研修の方法が可能になれば、学校の日常的な業務の中で(学校現場で)研修ができ、教員の研修の機会が増え、特別支援教育の推進に必要な人材の育成に効果的と考えます。

#### 【評価方法】

教員への意識調査や研修後のアンケート調査等の方法により、研修内容や実施方法について評価します。

## (2) 特別支援学校のセンター的機能の向上

### 〈実践項目〉

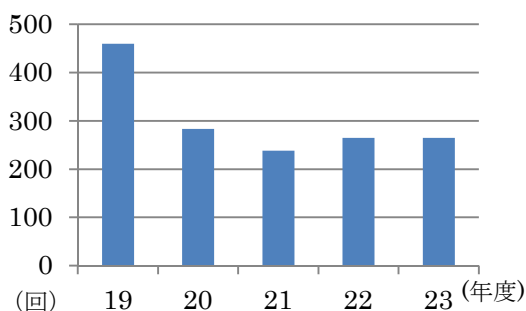
- (1) 地域の小・中学校等の教員の障害に対する理解・啓発の促進、専門性の向上
- (2) 地域の小・中学校等の職員研修への講師派遣
- (3) 地域のボランティアを対象とした研修の実施

### これまでの取組

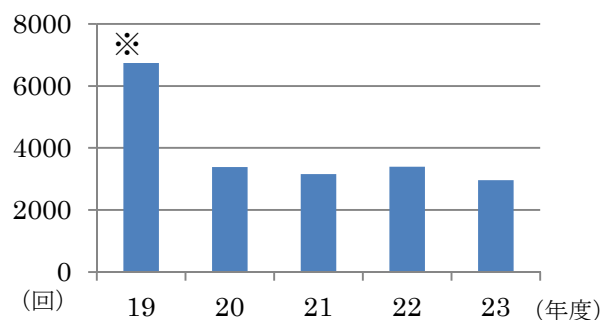
【(1) 地域の小・中学校等の教員の障害に対する理解・啓発の促進、専門性の向上】

【(2) 地域の小・中学校等の職員研修への講師派遣】

特別支援学校では、特別支援教育に関するセンターとしての役割を果たすことが法的にも位置付けられており、地域の学校に対して、学校が有する専門性の提供に努め、自主研修会の案内、研修会講師としての人材派遣、学校からの相談などに積極的に取り組んでいます。



(グラフ13) 小・中学校等への研修会講師派遣状況



※平成19年度の回数は保護者と職員の両方を合わせた数

(グラフ14) 小・中学校等(職員)からの教育相談状況

小・中学校等で開催される研修会への講師派遣は、特別支援教育が法的に位置付けられた平成19年度は突出していますが、その後はおよそ年間250回前後(特別支援学校1校あたり9回程度)で推移しています。また、小・中学校等の教員からの相談は、年間およそ3,500回前後(1校あたり120回程度)で推移しています。(グラフ13、グラフ14)

(参考10) 特別支援学校が外部に対して提供している専門性の内容(要請の内容)

- 障害のある児童生徒の実態把握及び教育計画立案についての助言
- 障害のある児童生徒への、障害特性に応じた支援の具体的な方法についての助言
- 当該児童生徒や保護者を支援する校内体制や地域の関係機関との連携方法についての助言
- 特別支援学校が有する教材・教具等の提供
- 学校や保護者の要請に応じた教育相談 等

その他、特別支援学校がセンター的機能の取組として行っている小・中学校等の職員等への支援として、諸検査・アセスメントの依頼・相談があり、毎年15回～20回（1校あたり）受けて対応しています。

【(3) 地域のボランティアを対象とした研修の実施】

千葉県では、平成20年から平成22年度までの3年間、教育関係のNPO法人と協働して、特別支援教育についての専門性を有する社会人ボランティアを199名養成し、学校や市町村教育委員会へ派遣や紹介をしました。(表31、表32)

(表31) 社会人ボランティア養成のための研修受講者数と認定ボランティア数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
受講者数(人)	61	128	173
	累計→	189	362
認定ボランティア数(人)	0	70	129
	累計→	70	199

(表32) 社会人ボランティアの派遣状況(平成22年度)

特別支援学校への派遣	3校 のべ18人	学校行事での安全確認、児童生徒の活動の補助 等
市町村立小・中学校等への派遣	9校 のべ78人	特別支援学級の学習活動の補助、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の学習の補助 等
市町村への派遣	8市	教育委員会からの派遣要請を受けての紹介

社会人ボランティアの派遣により、障害のある児童生徒の学校での生活や学習が円滑に進められました。

ボランティア養成研修及び派遣の事業は、平成22年度で終了しています。ボランティアの認定を受けた199名については、名簿が県立学校や市町村に配付され、引き続き地域で人材活用されるように努めています。



## パワーアップのための今後の取組

特別支援学校が、これまで蓄積していた専門性を地域の学校に提供することは、特別支援教育の推進には欠かせないものです。しかし、そこには2つの課題を意識した今後の取組が求められると考えます。

- (1) 特別支援学校が専門性を一定水準で提供し続けるための工夫を図ること。
- (2) 小・中学校側の「求めに適した専門的支援」の内容と方法への対応。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
特別支援学校のセンター的機能の向上 (1) 地域の小中学校等の教員に対する理解・啓発の促進、専門性の向上 (2) 地域の小・中学校等の職員研修への講師派遣 (3) 地域のボランティアを対象とした研修の実施	特別支援学校では、蓄積した専門性を、地域の小・中学校等へ相談対応や派遣等の形で提供してきました。一方特別支援学校の専門性は、比較的障害の重い場合の指導に関する場合が多く、小・中学校の学校生活の特質を踏まえた支援方法の検討が必要です。	(1)(2)小・中学校等が求める支援について調査し、小・中学校支援のための参考資料を作成します。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

小・中学校等が求める支援内容を調査した参考資料を活用することで、特別支援学校のセンター的機能の質が高まるとともに、支援を受ける小・中学校の特別支援教育の推進が一層充実することが期待できます。

### 【評価方法】

参考資料の有用性については、地域の学校支援に取り組む特別支援学校への実践状況調査等の方法により評価します。

### (3) 県総合教育センター特別支援教育部の機能の向上

#### 〈実践項目〉

- (1) 県総合教育センター特別支援教育部の教育相談や調査研究等に関する専門性の一層の向上
- (2) 県総合教育センター特別支援教育部の機能と子どもと親のサポートセンターがもつ機能との連携

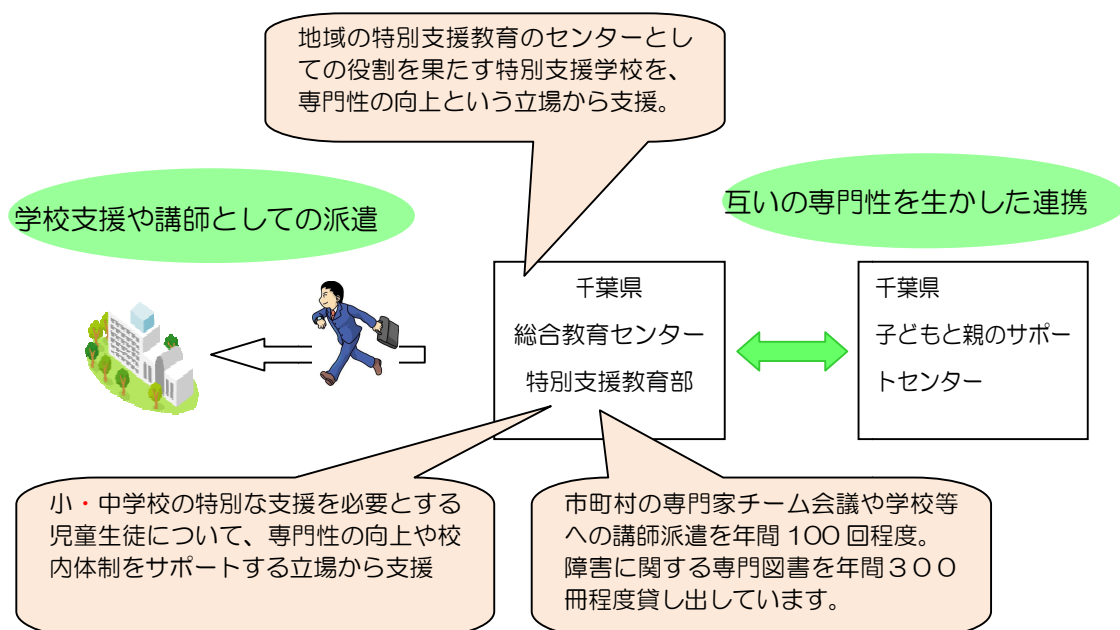
#### これまでの取組

##### 【(1) 県総合教育センター特別支援教育部の教育相談や調査研究等に関する専門性の一層の向上】

県総合教育センター特別支援教育部では現職研修、調査研究、教育相談、学校支援等の機能について、高い専門性を有する所員により様々な実践が進められています。平成19年度に特別支援教育がスタートし、特別支援学校が地域の特別支援教育に関するセンターとしての役割を期待されるようになったことを受け、特別支援学校の地域支援について一定の水準を確保していくことや、今後の特別支援教育推進のリーダーとなる若年層の人材育成といった必要性から、障害種別の研修用コンテンツ作りに取り組みました。

##### 【(2) 県総合教育センター特別支援教育部の機能と、子どもと親のサポートセンターがもつ機能との連携】

特別支援教育部は、子どもと親のサポートセンターと施設を共有しており、これまでも相互に連携し合った取組をしています。(図10)



(図10) 県総合教育センター特別支援教育部の機能のイメージ

## パワーアップのための今後の取組

県総合教育センター特別支援教育部の業務内容や機能について、特別支援教育推進の観点からの評価を整理していく必要があります。例えば、各種研修講座は、受講者の声を反映させながら毎年度の企画改善に生かしているところです。

今後、5年間の計画推進の中で、県総合教育センター特別支援教育部が有する専門性の活用方法について更に検討していくことが必要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
<p>県総合教育センター特別支援教育部の機能の向上</p> <p>(1) 県総合教育センター特別支援教育部の教育相談や調査研究等に関する専門性の一層の向上</p> <p>(2) 県総合教育センター特別支援教育部の機能と子どもと親のサポートセンターがもつ機能との連携</p>	<p>県総合教育センター特別支援教育部には現職研修、調査研修・研究、教育相談、学校支援等の機能があり、教員の専門性向上のための取組を進めています。また、障害に関する基本的事項を学校等の場で研修できるよう障害種別のコンテンツづくりをしました。</p> <p>特別支援学校では多様な専門性が求められることから、教員の様々な研修ニーズにこたえていく工夫が求められます。</p>	<p>(1) 知的障害教育、肢体不自由教育、自閉症、発達障害など、これまで作成したコンテンツを改善するとともに、視覚障害、聴覚障害、言語障害など、研修ニーズの高い障害種についてのコンテンツづくりを進めます。</p> <p>(2) 子どもと親のサポートセンターとの機能との連携は、相互の専門性を生かしながら連携を進めていきます。</p>

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

研修用コンテンツを作成・活用する方法により、研修内容の水準が維持されます。

また、作成されたコンテンツを広く配付・活用することで、研修の機会や場を広げることが可能となり、職員の専門性の維持、あるいは専門性のある教員の育成に有効です。

### 【評価方法】

コンテンツを活用した研修の実施状況を把握して、その効果や受講生の満足感を把握し評価していきます。

## 2. 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上を図ります。

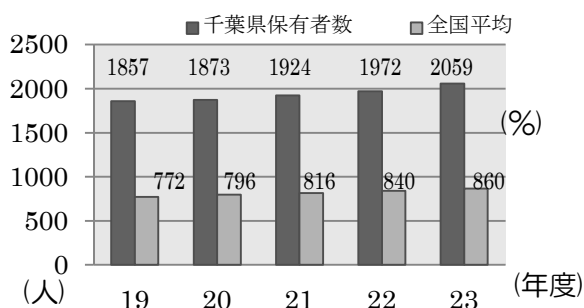
### 〈実践項目〉

- ① 認定講習の受講の機会の拡大
- ② 免許状未取得者に対する取得目標の設定

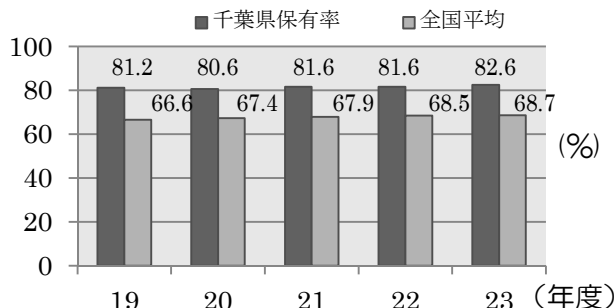
### これまでの取組

千葉県では、特別支援学校教諭二種免許状取得に要する単位数が全て県内で履修できるよう認定講習を開設し、特別支援学校教諭の免許取得のための機会を提供しています。

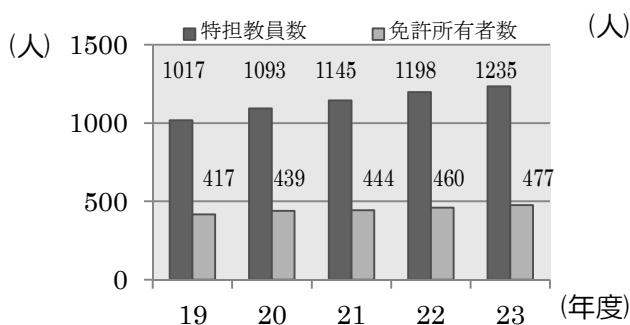
特に、特別支援学校教員による特別支援学校教諭免許状取得は、特別支援学校が特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていく上でも重要なことから、その保有率を把握し、認定講習の受講を積極的に働きかけてきました。



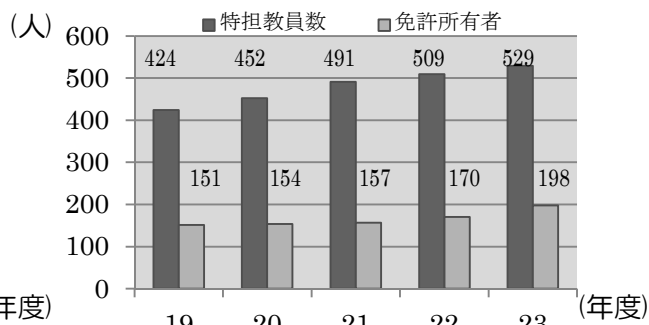
(グラフ 15) 県立特別支援学校における特別支援学校免許状所有者数の推移



(グラフ 16) 県立特別支援学校における特別支援学校免許状保有率の推移



(グラフ 17) 小学校特別支援学級担当教員数と特別支援学校免許状所有者数との比較



(グラフ 18) 中学校特別支援学級担当教員数と特別支援学校免許状所有者数との比較

特別支援学校では認定講習の受講を積極的に進めており、教員特別支援学校教員の免許状保有率は80%を超えて推移しています。また、小中学校における特別支援学級担当教員の免許状所有者数や保有率も少しずつ上昇しており、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上に向け努力が続けられています。(グラフ15～グラフ18)

特別支援教育の一層の推進・充実を図る上からも、今後も免許状の取得について積極的な働きかけが必要です。

### パワーアップのための今後の取組

特別支援学校が複数の障害に対応できる支援機能を有していくためには、特別支援学校教諭の免許状取得が重要であり、引き続き保有率の向上を目指します。

また、小・中学校等に在学する障害のある児童生徒等への支援体制の充実を図る上で、小・中学校における特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭の免許状取得も非常に大切であり、同様に保有率の向上を目指します。

#### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
特別支援学校教員免許状保有率の向上を図るための認定講習の充実 (1) 認定講習の受講の機会の拡大 (2) 免許状未取得者に対する取得目標の設定	特別支援学校教員の免許状所有率については、全国平均を大きく上回り、特別支援学校教員の約80%が所有する状況を維持しています。 また、小・中学校特別支援学級担当教員の特別支援学校免許状保有率は毎年約36%～39%の幅で推移しています。	(1) 障害種の違いを問わず認定講習を開催し、特別支援学校免許状の取得を促していきます。 (2) 特別支援学級担当教員の特別支援学校免許状取得については、認定講習を積極的に受講するなど啓発に努めていきます。

#### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

特別支援学校教諭免許状の取得を通して、障害のある児童生徒への指導に関する専門的知識が向上するため、学校における適切な指導・支援につながります。

#### 【評価方法】

今後も免許状の保有率について把握し、維持・向上の程度について評価します。

### 3. 特別支援学校に「センター的機能充実のための教員」の配置を目指します。

#### 〈実践項目〉

#### (1) センター的機能充実のための教員配置

#### これまでの取組

#### 【(1) センター的機能充実のための教員配置】

障害のある幼児児童生徒のライフステージに応じた支援を行っていくため、特別支援学校が特別支援教育に関する「地域のセンターとしての役割」を果たしていけるよう、県立特別支援学校に各校1名以上の配置が実現しており、各特別支援学校においては地域支援体制を整えて多くの教育相談に対応してきました。(表33)

(表33) 特別支援学校のセンターとしての役割の取組状況 (H20~H23)

(県立特別支援学校29校対象 調査は平成20年度から)

#### ○教育相談件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
保護者からの相談	7,638回	5,514回	5,328回	6,022回
学校(幼~高)からの相談	3,381回	3,159回	3,395回	2,964回
合計	11,019回	8,673回	8,723回	8,986回

#### ○幼稚園、小・中学校、高等学校からの研修会講師依頼(派遣)件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
依頼(派遣)件数	283回	238回	265回	251回

#### ○幼稚園、小・中学校、高等学校からの諸検査・アセスメント相談依頼件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
依頼件数	507回	604回	265回	251回

#### ○幼稚園、小・中学校、高等学校からの個別の指導計画や支援計画作成に関する相談件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	169回	192回	190回	38回

#### ○福祉、医療、労働関係機関との連絡調整会議等への参加件数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加件数	1,424回	1,283回	1,412回	1,614回

## パワーアップのための今後の取組

今後も、引き続き特別支援学校がセンターとしての役割を果たしていけるよう、人的配置と特別支援教育コーディネーターの指名を進めていくとともに、その専門性の向上や、地域支援を担当している部署等の取組の内容の充実を図っていくことが重要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
センター的機能充実のための教員の配置	特別支援教育コーディネーターは各特別支援学校において指名されていますが、特別支援学校のセンターとしての役割は今後も引き続き担っていくものです。そのためにも継続的な人員配置が必要です。	引き続き、各校1名以上の特別支援教育コーディネーターの指名を維持して、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援機能の充実に努めていきます。

### 【今後の取組を進めることで期待される効果】

前ページの、「特別支援学校のセンターとしての役割の取組状況」が示しているように、その内容や範囲は多岐にわたるとともに、支援を必要とする幼児児童生徒やその保護者のニーズを受け止め、ていねいに対応することが必要です。

その役割を学校の中心となって果たしていく人材が複数指名されることは、特別支援学校のセンターとしての役割を果たすことの一層の充実につながります。

### 【評価方法】

各特別支援学校が果たしている「センターとしての役割」の内容と、その取組を進めるために必要な人的な面、時間的な面、必要とする専門性の内容等について把握し、人的配置の効果について評価していきます。

## 4. 異校種間の人事交流の推進を図ります。

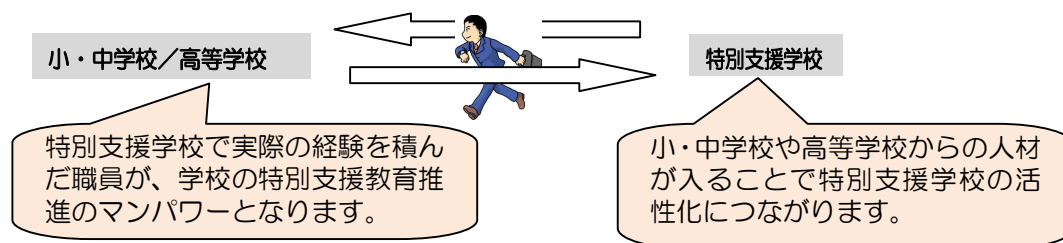
### 〈実践項目〉

(1) 小・中学校・高等学校と、特別支援学校間の人事交流の促進

### これまでの取組

#### 【(1) 小・中学校・高等学校と、特別支援学校間の人事交流の促進】

異校種間で人事交流を促進することは次のような効果が期待できることから、千葉県では計画的に実施してきました。(図11)



(図11) 異校種人事交流のイメージ

また、特別支援教育推進を目的として、小・中学校や高等学校から特別支援学校に人事交流している職員は、一定期間の後、小・中学校等に戻り特別支援教育推進のキーパーソンとなることが期待されていることから、様々な専門性向上の機会を設けてきました。

#### (参考11) 人事交流における専門性向上の機会

交流1年目：視覚障害特別支援学校の5日間体験研修  
 交流2年目：聴覚障害特別支援学校の5日間体験研修  
 交流3年目：病弱特別支援学校の5日間体験研修  
 交流期間内の優先的な認定講習の受講

### パワーアップのための今後の取組

小・中学校や高等学校における特別支援教育の推進と充実を図るためには、特別支援学校のセンター的機能の充実や様々な研修の機会の充実とあわせ、人事交流を進めることも効果的であることから、今後も計画的に進めていきます。

一方、こうした人事交流により育成された人材が、小・中学校等で有効に活用されるためのシステムづくりが必要であり、推進基本計画の「V小・中学校における特別支援教育の整備・充実」と関係付けながら、有効活用の方法を検討していく必要があります。



【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
異校種間の人事交流の推進	計画的な異校種間の人事交流を進めています。 今後も計画的な人事交流を進め、特別支援教育に関する理解を深めた教員を小・中学校等に一層増やしていくことが必要です。	引き続き計画交流を着実に実施していきます。また、交流成果や改善点をアンケート調査等により把握し、今後の特別支援教育の推進に生かしていきます。

【今後の取組を進めることで期待される効果】

計画交流を積み重ねていくことで、様々な障害特性や指導方法を理解した教員が小・中学校等に増え、また小・中学校等の実践から新たな視点を学んだ教員が特別支援学校に増え、今後の特別支援教育の充実が期待できます。

【評価方法】

小・中学校等への特別支援教育に関する体制整備等の調査等の機会を利用して、異校種間の人事交流の効果や今後の改善課題等を具体的に観点を示すなどして把握し、評価します。

## 5. 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用を図ります。

### 〈実践項目〉

#### (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用

### これまでの取組

#### 【(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用】

特別支援学校では、主に自立活動の指導場面等において、理学療法士や言語聴覚士、医師等を特別非常勤講師として雇用し、指導・助言を得ながら、一人一人の障害特性を踏まえ、学習上や生活上の困難の改善に役立ててきました。(表34、表35)

(表34) 過去5年間の専門性を有する人材(特別非常勤講師)の雇用状況

専門分野	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
理学療法士	1	3	5	5	7
作業療法士	2	3	4	6	6
臨床心理士	3	1	1	0	0
言語聴覚士	8	10	9	8	7
歯科医師	5	5	6	5	7
その他	9	6	3	2	3
合計	24校28名	22校28名	22校28名	22校27名	23校30名

※当該専門分野につき学校1名。学校により複数種の専門家を雇用しています。

(表35) 特別非常勤講師を活用した効果(活用した学校からの報告)

専門分野	人材活用の効果(指導上の効果/教職員の専門性向上に関する効果)	
理学療法士	重複障害児童生徒の姿勢保持や歩き方等の改善が図れた。	体の動きに関する指導計画立案の際、専門的助言が得られ、学校の指導について保護者からの信頼が得られた。
作業療法士	作業療法を適切に実施することで情緒の安定を図ることに効果があった。	日常生活に生かせる指導の手立てを具体的に学ぶことができた。
臨床心理士	児童生徒の認知特性を捉えた教材教具による指導により、児童生徒のコミュニケーション力が向上した。	ケースに応じて、実態の捉え方、指導のアイデア等、指導上の参考になる。
言語聴覚士	児童生徒のコミュニケーション課題に応じた支援方法により因果関係の理解や感情コントロールができるようになるなどの変容をもたらした。	児童生徒の目に見える変容は、教員の教材研究意欲を引き出すことに非常に有効であった。
歯科医師	献立や調理方法の助言に基づく給食の提供により、摂食に困難のある児童生徒がしっかり食べられるようになった。	摂食・嚥下障害の特性理解が深まり、給食の調理方法や献立作成など、多岐にわたる助言が得られた。
その他	(例) 舞踏家 体を動かす楽しさから、児童生徒の姿勢保持、自然な呼吸など身体機能の向上が見られた。	肢体不自由教育経験の少ない教員が身体の動きの特徴や動かすことの効果等について理解を深めることができた。

更に、講師の専門分野の違いによらず、専門性の高い人材を活用することについて、以下のような効果が共通して報告されています。

- ・専門的な立場からの具体的な助言を受けられ、指導内容や指導方法を明確にすることができ、学校での指導内容をわかりやすく保護者に伝えられるようになった。
- ・実態把握の方法、指導のポイント等について助言を年間を通して得られるので、職員の専門性向上に非常に有効であった。
- ・特別非常勤講師をとおして、地域社会や関係機関とのつながりができるなど、児童生徒の支援のためのネットワークの充実に役立った。

また、各教育事務所に臨床心理士等の資格を有する特別支援アドバイザーを19名配置し、幼稚園から高等学校の要請に応じて派遣し、助言・援助を行ってきました。(表36)

(表36) 特別支援アドバイザーの派遣状況 (件数)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
派遣要請数	696	800	874
派遣実施数	696	793	830

特別支援アドバイザーの派遣を要請し活用した学校からは、次のような成果について報告を得ています。

- ・障害のある児童生徒をより適切に指導できるようになった。
- ・個別の指導計画の作成手順を、わかりやすく助言してもらうことができ、大変役立った。
- ・保護者との話合いの心構えを学ぶことができ、保護者との連携を深めることができた。
- ・特別支援アドバイザーを研修会講師に活用した事で、校内体制づくりが進展した。

## パワーアップのための今後の取組

特別非常勤講師や特別支援アドバイザーなどの専門家の多くは団体や企業に所属しており、個人雇用が難しく、人材の確保が困難な状況です。

学校から活用の要望は高く、またその効果も高いことから人材確保への工夫が必要です。

### 【目標に対する今後の取組】

実践項目	現状	今後の取組
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の活用	特別非常勤講師や特別支援アドバイザーを雇用し、学校のニーズに対応できるようにしています。特に特別非常勤講師は人材確保が難しくなっています。	専門職の活用の維持・強化と充実が重要であることから特別支援学校と連携して地域の有資格者を掘り起こし、人材バンクを作成し必要な人材確保に努めます。

**【今後の取組を進めることで期待される効果】**

専門性の高い人材バンクを作成して必要な人材の情報が整理されれば、各学校が必要とする特別非常勤講師の雇用・配置が容易になるとともに、指導・支援の充実が期待できます。

また、人材バンク作成のための募集・周知等の取組を進めることで、専門性の高い人材を特別支援学校が求めていることや、そうした人材を活用することで、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が実践され効果をあげていることなどが地域社会で認知され、特別支援学校と地域社会との結び付きを強めていくことに役立つことが期待されます。

**【今後の取組の評価】**

人材バンクの作成と活用については、今後5年間の中での実現を目指します。

また、今後も引き続き学校のニーズに応えられる人材の確保と雇用に努めるとともに、教職員の専門性向上に結び付いた活用の仕方について評価し、学校間での情報共有を図ります。